

頁	現行	修正後	備考																		
	目次は省略																				
1	<p>第4編 原子力災害対策</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>1 佐賀県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画</p> <p>この計画は、佐賀県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」(平成29年7月5日改正)に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と整合性を図りながら、緊密に連携を図った上で作成したものである。</p> <p>(略)</p>	<p>第4編 原子力災害対策</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>1 佐賀県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画</p> <p>この計画は、佐賀県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」(平成30年7月25日改正)に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と整合性を図りながら、緊密に連携を図った上で作成したものである。</p> <p>(略)</p>	原子力災害対策指針の改定による																		
2	<p>第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲及び当該地域における防護措置の概要</p> <p>(略)</p> <p>1 予防的防護措置を準備する区域(Precautionary Action Zone。以下、「PAZ」という。)及びPAZにおける防護措置の概要</p> <p>PAZは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、その範囲は玄海原子力発電所から半径5kmの円内を含む以下の地域とする。</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲及び当該地域における防護措置の概要</p> <p>(略)</p> <p>1 予防的防護措置を準備する区域(Precautionary Action Zone。以下、「PAZ」という。)及びPAZにおける防護措置の概要</p> <p>PAZは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、玄海原子力発電所2号機、3号機及び4号機においては、その範囲を発電所から半径5kmの円内を含む以下の地域とする。</p> <p>(略)</p>	指針の改定による 冷却告示による																		
3	<p>緊急事態区分の概要</p> <table border="1" data-bbox="185 1169 1048 1445"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象事象等</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態</td> <td>原子力緊急事態(原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態)が発生した段階</td> <td>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	対象事象等	概要	(略)			全面緊急事態	原子力緊急事態(原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態)が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階	<p>緊急事態区分の概要</p> <table border="1" data-bbox="1144 1169 2007 1445"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象事象等</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態</td> <td>原子力緊急事態(原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態)が発生した段階</td> <td>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	対象事象等	概要	(略)			全面緊急事態	原子力緊急事態(原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態)が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階	
区分	対象事象等	概要																			
(略)																					
全面緊急事態	原子力緊急事態(原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態)が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階																			
区分	対象事象等	概要																			
(略)																					
全面緊急事態	原子力緊急事態(原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態)が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階																			

頁	現行	修正後	備考																
3	<p>2 緊急防護措置を準備する区域（Urgent Protective action planning Zone。以下、「UPZ」という。）及びUPZにおける防護措置の概要</p> <p>UPZは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、避難等の緊急防護措置を準備する区域であり、その範囲は玄海原子力発電所から半径30kmの円内とするが、当該範囲に所在する市町の社会的周辺状況を勘案し、具体的には以下の地域とする。</p> <table border="1" data-bbox="190 406 616 590"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>玄海町</td> <td>PAZを除く全域</td> </tr> <tr> <td>唐津市</td> <td>PAZを除く全域</td> </tr> <tr> <td>伊万里市</td> <td>全域</td> </tr> </tbody> </table>	対象地域		玄海町	PAZを除く全域	唐津市	PAZを除く全域	伊万里市	全域	<p>2 緊急防護措置を準備する区域（Urgent Protective action planning Zone。以下、「UPZ」という。）及びUPZにおける防護措置の概要</p> <p>UPZは、確率的影響のリスクを低減するため、避難等の緊急防護措置を準備する区域であり、玄海原子力発電所2、3及び4号機においては、その範囲を発電所から半径30kmの円内とするが、当該範囲に所在する市町の社会的周辺状況を勘案し、具体的には以下の地域とする。</p> <table border="1" data-bbox="1146 406 1572 590"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>玄海町</td> <td>PAZを除く全域</td> </tr> <tr> <td>唐津市</td> <td>PAZを除く全域</td> </tr> <tr> <td>伊万里市</td> <td>全域</td> </tr> </tbody> </table>	対象地域		玄海町	PAZを除く全域	唐津市	PAZを除く全域	伊万里市	全域	
対象地域																			
玄海町	PAZを除く全域																		
唐津市	PAZを除く全域																		
伊万里市	全域																		
対象地域																			
玄海町	PAZを除く全域																		
唐津市	PAZを除く全域																		
伊万里市	全域																		
4	<p>(略)</p> <div data-bbox="145 885 990 933" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> </div> <p>(略)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 自衛隊</p> <table border="1" data-bbox="145 1109 996 1324"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所掌事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 海上自衛隊佐世保地方総監部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>7～9 (略)</p>	機関名	所掌事項		(略)	(2) 海上自衛隊佐世保地方 総監部	(略)		(略)	<p><u>なお、玄海原子力発電所1号機は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の3の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設として平成30年2月の冷却告示において定められている。</u></p> <p><u>この告示により、1号機における原子力災害対策重点区域は発電所からおおむね5kmの円内がUPZとなり、2、3及び4号機におけるPAZと同一の範囲となる。</u></p> <p>(略)</p> <div data-bbox="1102 885 1946 933" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> </div> <p>(略)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 自衛隊</p> <table border="1" data-bbox="1102 1109 1953 1324"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所掌事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 海上自衛隊佐世保地方隊</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>7～9 (略)</p>	機関名	所掌事項		(略)	(2) 海上自衛隊佐世保地方 隊	(略)		(略)	<p>記載の適正化</p>
機関名	所掌事項																		
	(略)																		
(2) 海上自衛隊佐世保地方 総監部	(略)																		
	(略)																		
機関名	所掌事項																		
	(略)																		
(2) 海上自衛隊佐世保地方 隊	(略)																		
	(略)																		

頁	現行	修正後	備考								
11	<p>10 原子力事業者</p> <table border="1" data-bbox="147 236 1003 395"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九州電力株式会社</td> <td>(1)～(13)（略） (14) 緊急時医療措置の実施のための協力に関すること (15)（略）</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 項	九州電力株式会社	(1)～(13)（略） (14) 緊急時 医療措置の実施のための協力に関すること (15)（略）	<p>10 原子力事業者</p> <table border="1" data-bbox="1111 236 1966 395"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九州電力株式会社</td> <td>(1)～(13)（略） (14) 原子力災害医療措置の実施のための協力に関すること (15)（略）</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 項	九州電力株式会社	(1)～(13)（略） (14) 原子力災害 医療措置の実施のための協力に関すること (15)（略）	記載の適正化
機 関 名	所 掌 事 項										
九州電力株式会社	(1)～(13)（略） (14) 緊急時 医療措置の実施のための協力に関すること (15)（略）										
機 関 名	所 掌 事 項										
九州電力株式会社	(1)～(13)（略） (14) 原子力災害 医療措置の実施のための協力に関すること (15)（略）										
13	<p>第2章 災害予防対策</p> <p>第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携</p> <p>国（原子力防災専門官、上席放射線防災専門官）玄海町、関係周辺市、 県（消防防災課、原子力安全対策課、環境センター）</p> <p>1（略）</p> <p>2 県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリング、関係都道府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の代表として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。 （略）</p>	<p>第2章 災害予防対策</p> <p>第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携</p> <p>国（原子力防災専門官、上席放射線防災専門官）玄海町、関係周辺市、 県（消防防災課、原子力安全対策課、環境センター）</p> <p>1（略）</p> <p>2 県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンター立ち上げの準備に協力し、緊急時モニタリング、関係都道府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。 （略）</p>	記載の適正化								
16 17	<p>第6節 組織体制等の整備</p> <p>国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官）玄海町、関係周辺市、原子力事業者、その他防災関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、各部(局)関係所属、関係各課）</p> <p>（略）</p> <p>1（略）</p> <p>2 災害対策本部体制の整備 また、県、玄海町及び関係周辺市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際、判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意志決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。</p> <p>3～5（略）</p> <p>6 オフサイトセンターの整備 （略）</p>	<p>第6節 組織体制等の整備</p> <p>国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官）玄海町、関係周辺市、原子力事業者、その他防災関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、各部(局)関係所属、関係各課）</p> <p>（略）</p> <p>1（略）</p> <p>2 災害対策本部体制の整備 また、県、玄海町及び関係周辺市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際、判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。</p> <p>3～5（略）</p> <p>6 オフサイトセンターの整備 （略）</p>	記載の適正化								

頁	現行	修正後	備考				
17	<p>県は、国と連携して、オフサイトセンターが使用できない場合にこれを代替することができる場所を、県庁内に確保しておくものとする。</p> <p>県及び国は、相互に連携して、オフサイトセンターからの移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ決めておくものとする。</p>	<p>県、国、<u>玄海町、関係周辺市及び原子力事業者は</u>、オフサイトセンターが使用できない場合において、<u>佐賀県庁及び長崎県消防学校を代替オフサイトセンターとして活用することとし</u>、県及び国は、相互に連携して、オフサイトセンターからの移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ決めておくものとする。</p>					
18	<table border="1" data-bbox="138 354 994 539"> <tr> <td data-bbox="138 354 434 539"> 第7節 緊急時モニタリング体制の整備 </td> <td data-bbox="434 354 994 539"> 国（原子力規制委員会、その他関係省庁）玄海町、関係周辺市、その他市町、指定公共機関、原子力事業者、その他モニタリング関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康増進課、関係各課） </td> </tr> </table> <p>1～3 （略）</p> <p>4 緊急時モニタリングセンター 警戒事態発生後、県は、緊急モニタリング本部を設置し、原子力事業者等と協力して緊急時モニタリングを実施する。 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>6 緊急時モニタリング資機材の整備・維持 県は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型の環境放射線モニタリング資機材、環境試料分析装置、並びに携帯電話等の連絡手段等を整備、維持するとともに、その操作の習熟に努める。</p>	第7節 緊急時モニタリング体制の整備	国（原子力規制委員会、その他関係省庁）玄海町、関係周辺市、その他市町、指定公共機関、原子力事業者、その他モニタリング関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康増進課、関係各課）	<table border="1" data-bbox="1102 354 1957 539"> <tr> <td data-bbox="1102 354 1397 539"> 第7節 緊急時モニタリング体制の整備 </td> <td data-bbox="1397 354 1957 539"> 国（原子力規制委員会、その他関係省庁）玄海町、関係周辺市、その他市町、指定公共機関、原子力事業者、その他モニタリング関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康増進課、関係各課） </td> </tr> </table> <p>1～3 （略）</p> <p>4 緊急時モニタリングセンター 警戒事態発生後、県は、緊急モニタリング本部を設置し、原子力事業者等と協力して緊急時モニタリングの準備を開始する。 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>6 緊急時モニタリング資機材の整備・維持 県は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、電子線量計、可搬型の環境放射線モニタリング資機材、環境試料分析装置、並びに携帯電話等の連絡手段等を整備、維持するとともに、その操作の習熟に努める。</p>	第7節 緊急時モニタリング体制の整備	国（原子力規制委員会、その他関係省庁）玄海町、関係周辺市、その他市町、指定公共機関、原子力事業者、その他モニタリング関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康増進課、関係各課）	記載の適正化
第7節 緊急時モニタリング体制の整備	国（原子力規制委員会、その他関係省庁）玄海町、関係周辺市、その他市町、指定公共機関、原子力事業者、その他モニタリング関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康増進課、関係各課）						
第7節 緊急時モニタリング体制の整備	国（原子力規制委員会、その他関係省庁）玄海町、関係周辺市、その他市町、指定公共機関、原子力事業者、その他モニタリング関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康増進課、関係各課）						
22	<table border="1" data-bbox="138 1003 994 1220"> <tr> <td data-bbox="138 1003 434 1220"> 第9節 避難収容活動体制の整備 </td> <td data-bbox="434 1003 994 1220"> 国（原子力規制委員会、内閣府、海上保安部、自衛隊） 県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（消防防災課、国際課、こども未来課、法務私学課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、経営支援課、教育総務課、保健体育課） </td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 避難所の指定等 (1) 避難所 県は、玄海町、関係周辺市に対し、学校や公民館等の公共的施設を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底</p>	第9節 避難収容活動体制の整備	国（原子力規制委員会、内閣府、海上保安部、自衛隊） 県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（消防防災課、国際課、こども未来課、法務私学課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、経営支援課、教育総務課、保健体育課）	<table border="1" data-bbox="1102 1003 1957 1220"> <tr> <td data-bbox="1102 1003 1397 1220"> 第9節 避難収容活動体制の整備 </td> <td data-bbox="1397 1003 1957 1220"> 国（原子力規制委員会、内閣府、海上保安部、自衛隊） 県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（消防防災課、国際課、こども未来課、法務私学課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、経営支援課、教育総務課、保健体育課） </td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 指定避難所等の指定等 (1) 避難所 県は、玄海町、関係周辺市に対し、学校や公民館等の公共的施設を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底</p>	第9節 避難収容活動体制の整備	国（原子力規制委員会、内閣府、海上保安部、自衛隊） 県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（消防防災課、国際課、こども未来課、法務私学課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、経営支援課、教育総務課、保健体育課）	防災基本計画に準拠
第9節 避難収容活動体制の整備	国（原子力規制委員会、内閣府、海上保安部、自衛隊） 県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（消防防災課、国際課、こども未来課、法務私学課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、経営支援課、教育総務課、保健体育課）						
第9節 避難収容活動体制の整備	国（原子力規制委員会、内閣府、海上保安部、自衛隊） 県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（消防防災課、国際課、こども未来課、法務私学課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、経営支援課、教育総務課、保健体育課）						

頁	現行	修正後	備考				
24	<p>を図るよう助言する。また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるよう助言するものとする。</p> <p>玄海町、関係周辺市は、学校や公民館等の公共的施設を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所を避難所としてあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所に指定するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 避難所、避難方法等の周知</p> <p>県は、玄海町及び関係周辺市に対し、避難所や避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所、避難方法、屋内退避の方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことも留意するものとする。</p> <p>また、その他市町に対し、避難者を受け入れる避難所、避難方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言する。</p> <p>県は、国、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者と連携のうえ、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p>玄海町及び関係周辺市は、避難所、避難方法、屋内退避の方法について、日頃から住民への周知徹底に努める。</p> <p>その他市町は、避難者を受け入れる避難所、避難方法について、日頃から住民への周知徹底に努める。</p>	<p>を図るよう助言する。また、一般の指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるよう助言するものとする。</p> <p>玄海町、関係周辺市は、学校や公民館等の公共的施設を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所を避難所としてあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。また、一般の指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所に指定するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 指定避難所における避難方法等の周知</p> <p>県は、玄海町及び関係周辺市に対し、指定避難所や避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所、避難方法、屋内退避の方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことも留意するものとする。</p> <p>また、その他市町に対し、避難者を受け入れる指定避難所における避難方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言する。</p> <p>県は、国、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者と連携のうえ、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p>玄海町及び関係周辺市は、指定避難所における避難方法、屋内退避の方法について、日頃から住民への周知徹底に努める。</p> <p>その他市町は、避難者を受け入れる指定避難所における避難方法について、日頃から住民への周知徹底に努める。</p>					
	<table border="1" data-bbox="138 1129 1052 1246"> <tr> <td data-bbox="138 1129 465 1246">第10節 原子力災害時における医療体制の整備</td> <td data-bbox="465 1129 1052 1246">玄海町、関係周辺市、消防機関、日本赤十字社佐賀県支部、原子力事業者、原子力災害医療関係機関 県（医務課）</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>1 原子力災害医療関係機関の定義</p> <p>国の原子力災害対策指針に基づく原子力災害関係機関としては、以下のとおりである。</p> <p>(1) 原子力災害拠点病院</p> <p>汚染の有無にかかわらず傷病者を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・唐津赤十字病院 ・地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館 	第10節 原子力災害時における医療体制の整備	玄海町、関係周辺市、消防機関、日本赤十字社佐賀県支部、原子力事業者、原子力災害医療関係機関 県（医務課）	<table border="1" data-bbox="1102 1129 1993 1246"> <tr> <td data-bbox="1102 1129 1411 1246">第10節 原子力災害時における医療体制の整備</td> <td data-bbox="1411 1129 1993 1246">玄海町、関係周辺市、消防機関、日本赤十字社佐賀県支部、原子力事業者、原子力災害医療関係機関 県（医務課）</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>1 原子力災害医療関係機関の定義</p> <p>国の原子力災害対策指針に基づく原子力災害関係機関としては、以下のとおりである。</p> <p>(1) 原子力災害拠点病院</p> <p>汚染の有無にかかわらず傷病者を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・唐津赤十字病院 ・地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館 	第10節 原子力災害時における医療体制の整備	玄海町、関係周辺市、消防機関、日本赤十字社佐賀県支部、原子力事業者、原子力災害医療関係機関 県（医務課）	
第10節 原子力災害時における医療体制の整備	玄海町、関係周辺市、消防機関、日本赤十字社佐賀県支部、原子力事業者、原子力災害医療関係機関 県（医務課）						
第10節 原子力災害時における医療体制の整備	玄海町、関係周辺市、消防機関、日本赤十字社佐賀県支部、原子力事業者、原子力災害医療関係機関 県（医務課）						

頁	現行	修正後	備考
25	<p>(2) 高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター 高度専門的な診療、線量評価、除染や高度専門的教育研修を行う。 <u>また、原子力災害時には、原子力災害医療派遣チームの派遣及びその調整等を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人長崎大学（玄海地域担当） ・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 <p>(3) 原子力災害医療協力機関 原子力災害時における診療や県が行う原子力災害対策等の支援を行う <u>・協力機関に求められる機能を有する医療機関及び職能団体</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀大学医学部附属病院 <p>(2) 高度被ばく医療支援センター <u>原子力災害拠点病院では対応できない</u>高度専門的な診療及び支援並びに高度専門的教育研修を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人長崎大学（玄海地域担当） ・国立大学法人広島大学 ・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 ・福島県立医科大学 ・国立大学法人弘前大学 <p>(3) 原子力災害医療・総合支援センター <u>平時において、原子力災害拠点病院に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに、原子力災害時において、原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人長崎大学（玄海地域担当） ・国立大学法人広島大学 ・福島県立医科大学 ・国立大学法人弘前大学 <p>(4) 原子力災害医療協力機関 原子力災害拠点病院や県が行う原子力災害対策等を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法人清明会やよいがおか鹿毛病院 ・独立行政法人国立病院機構佐賀病院 ・多久市立病院 ・特定医療法人静便堂白石共立病院 ・伊万里・有田地区医療福祉組合伊万里有田共立病院 ・独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター 	
	<p>2 <u>緊急被ばく</u>医療マニュアルの普及・活用 県は、この計画に基づく詳細な原子力災害医療活動の手順を規定した「<u>緊急被ばく</u>医療マニュアル（平成18年6月策定）」を関係者に普及し、迅速かつ的確な医療活動に役立てる。 県は、原子力災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な原子力災害医療が行われるよう関係諸機関との整合性のあるマニュアルとなるよう努めるものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備 県は、原子力災害対策指針を踏まえ、玄海町及び関係周辺市、医療機関等と連携して、P A Z内の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制及びU P Z内の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。 (略)</p>	<p>2 <u>原子力災害</u>医療対応マニュアルの普及・活用 県は、この計画に基づく詳細な原子力災害医療活動の手順を規定した「<u>原子力災害</u>医療対応マニュアル（平成31年3月策定）」を関係者に普及し、迅速かつ的確な医療活動に役立てる。 県は、原子力災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な原子力災害医療が行われるよう関係諸機関との整合性のあるマニュアルとなるよう努めるものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備 県は、原子力災害対策指針を踏まえ、玄海町及び関係周辺市、医療機関等と連携して、P A Z内の住民及びU P Z内の住民等に対し事前配布を行うとともに、緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。 (略)</p>	

頁	現行		修正後		備考
28	<p>第 14 節 緊急輸送活動体制の整備</p>	<p>国、玄海町、関係周辺市及びその他市町の道路管理者、県警察 県（消防防災課、原子力安全対策課、医務課、産業企画課、経営支援課、港湾課、農山漁村課、空港課、道路課、総務事務センター、関係各課）</p>	<p>第 14 節 緊急輸送活動体制の整備</p>	<p>国、玄海町、関係周辺市及びその他市町の道路管理者、県警察 県（消防防災課、原子力安全対策課、医務課、産業企画課、経営支援課、港湾課、農山漁村課、空港課、道路課、総務事務センター、関係各課）</p>	
<p>(略)</p>					
<p>1 専門家の移送体制の整備 県は、<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>などの指定公共機関等からの緊急時モニタリング要員、医療等に関する専門家などの現地への移送協力について関係機関と協議しておくものとする。 ()</p>					
31	<p>第 17 節 原子力防災に関する住民に対する知識の普及啓発</p>	<p>国（原子力規制委員会、内閣府、消防庁）、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者 県（消防防災課、原子力安全対策課、関係各課）</p>	<p>第 17 節 原子力防災に関する住民に対する知識の普及啓発</p>	<p>国（原子力規制委員会、内閣府、消防庁）、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者 県（消防防災課、原子力安全対策課、関係各課）</p>	<p>防災基本計画に準拠</p>
<p>(略)</p>					
<p>1～8 (略) 9 避難所の運営管理、行動等に関すること 10～11 (略)</p>					
32	<p>第 19 節 防災訓練の実施</p>	<p>国（内閣府、原子力規制委員会、原子力防災専門官） 県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、医務課、環境センター、各部(局)等関係所属、関係各課）</p>	<p>第 19 節 防災訓練の実施</p>	<p>国（内閣府、原子力規制委員会、原子力防災専門官） 県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、医務課、環境センター、各部(局)等関係所属、関係各課）</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>(略)</p>					
<p>1 訓練計画 (1) (略) (2) 国の総合防災訓練計画 内閣府及び原子力規制委員会が、<u>県及び玄海町、</u>関係周辺市等と総合的な防災訓練を実施するため、その計画を策定する場合、<u>県及び玄海町、</u>関係周辺市は訓練実施計画の企画立案に参画する。 2～3 (略)</p>					
<p>(略)</p>					
<p>1 訓練計画 (1) (略) (2) 国の総合防災訓練計画 内閣府及び原子力規制委員会が、<u>県、</u>玄海町<u>及び</u>関係周辺市等と総合的な防災訓練を実施するため、その計画を策定する場合、<u>県、</u>玄海町<u>及び</u>関係周辺市は訓練実施計画の企画立案に参画する。 2～3 (略)</p>					

頁	現行	修正後	備考
35	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第2節 通報連絡、情報収集活動</p> <p>国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、気象台、海上保安部、自衛隊等）、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関</p> <p>県（消防防災課、原子力安全対策課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）</p> <p>(略)</p> <p>1 施設敷地緊急事態発生情報の連絡等</p> <p>(1) 情報収集事態が発生した場合</p> <p>ア 国からの連絡</p> <p>原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行う。</p> <p>また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。</p> <p>イ 県からの連絡</p> <p>県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>(2) 警戒事態が発生した場合</p> <p>ア 国からの連絡</p> <p>原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行う。</p> <p>また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、関係地方公共団体に対して、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、PAZを含む玄海町及び唐津市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。その際併せて、気象情報を提供するものとする。</p> <p>イ 県からの連絡</p> <p>(略)</p> <p>また、PAZを含む玄海町及び唐津市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第2節 通報連絡、情報収集活動</p> <p>国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、気象台、海上保安部、自衛隊等）、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関</p> <p>県（消防防災課、原子力安全対策課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）</p> <p>(略)</p> <p>1 施設敷地緊急事態発生情報の連絡等</p> <p>(1) 情報収集事態が発生した場合</p> <p>ア 国からの連絡</p> <p>原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、玄海町及び関係周辺市に対して情報提供を行う。</p> <p>また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地情報連絡室は、県、玄海町及び関係周辺市に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。</p> <p>イ 県からの連絡</p> <p>県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、その他市町及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>(2) 警戒事態が発生した場合</p> <p>ア 国からの連絡</p> <p>原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、玄海町及び関係周辺市に対して情報提供を行う。</p> <p>また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、県、玄海町及び関係周辺市に対して、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、PAZを含む玄海町及び唐津市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう要請し、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、県を通じて要請する。その際併せて、気象情報を提供するものとする。</p> <p>イ 県からの連絡</p> <p>(略)</p> <p>また、PAZを含む玄海町及び唐津市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう要請し、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。</p> <p>ウ (略)</p>	記載の適正化
38	【警戒事態発生時の情報伝達経路】	【警戒事態発生時の情報伝達経路】	

頁	現行	修正後	備考
38	<p>原子力事業者</p> <p>内閣官房</p> <p>経済産業省資源エネルギー庁</p> <p>指定行政機関</p> <p>指定公共機関</p> <p>原子力規制委員会・内閣府 (原子力事故合同警戒本部)</p> <p>原子力防災専門官 原子力保安検査官</p> <p>佐賀県 災害警戒本部・緊急ヒヤリング本部</p> <p>各部(局) 連絡員所属部署</p> <p>佐賀県警察本部</p> <p>唐津警察署 伊万里警察署</p> <p>玄海町・関係周辺市</p> <p>その他市町</p> <p>唐津市消防本部 伊万里・有田消防本部</p> <p>西部分署</p> <p>唐津海上保安部</p> <p>佐賀地方气象台</p> <p>自衛隊</p> <p>関係周辺市：唐津市、伊万里市 その他市町：玄海町、唐津市、伊万里市以外の市町</p> <p>各部(局) 連絡員所属部署</p> <p>その他関係機関</p> <p>関係各課</p> <p>自衛隊 陸上自衛隊：第4特科連隊 海上自衛隊：佐世保地方總監部 航空自衛隊：西部航空方面隊</p>	<p>原子力事業者</p> <p>内閣官房</p> <p>経済産業省資源エネルギー庁</p> <p>指定行政機関</p> <p>指定公共機関</p> <p>原子力規制委員会・内閣府 (原子力事故合同警戒本部)</p> <p>原子力防災専門官 原子力運転検査官</p> <p>佐賀県 災害警戒本部・緊急ヒヤリング本部</p> <p>各部等</p> <p>佐賀県警察本部</p> <p>唐津警察署 伊万里警察署</p> <p>玄海町・関係周辺市</p> <p>その他市町</p> <p>唐津市消防本部 伊万里・有田消防本部</p> <p>西部分署</p> <p>唐津海上保安部</p> <p>佐賀地方气象台</p> <p>自衛隊</p> <p>関係周辺市：唐津市、伊万里市 その他市町：玄海町、唐津市、伊万里市以外の市町</p> <p>各部等</p> <p>その他関係機関</p> <p>関係各課</p> <p>自衛隊 陸上自衛隊：西部方面混成団 海上自衛隊：佐世保地方總監部 航空自衛隊：西部航空方面隊</p>	<p>記載の適正化</p> <p>連絡先の変更</p>

頁	現行	修正後	備考
39	<p>(3) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 国からの連絡 (略)</p> <p>また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、必要に応じ玄海町及び唐津市に対し、P A Z内の住民等の避難準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を行うよう連絡するとともに、玄海町及び関係周辺市にU P Z内の屋内退避準備を行うよう、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備に協力するよう、要請する。その際併せて、気象情報を提供するものとする。</p> <p>ウ 国の専門官の確認等 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認する。原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県、原子力規制委員会、内閣府及び玄海町に連絡する。</p> <p>エ 県からの連絡 (略)</p> <p>また、必要に応じ玄海町及び唐津市に対し、P A Z内の住民等の避難準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を行うよう連絡するとともに、玄海町及び関係周辺市にU P Z内の屋内退避準備を行うよう、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備に協力するよう、要請する。</p> <p>なお、玄海町及び関係周辺市に連絡する際には、併せて、P A Z内の住民避難が円滑に進むよう配慮を求めるものとする。</p> <p>オ (略)</p>	<p>(3) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 国からの連絡 (略)</p> <p>また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、必要に応じ玄海町及び唐津市に対し、P A Z内の住民等の避難準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を行うよう連絡するとともに、玄海町及び関係周辺市にU P Z内の屋内退避準備を行うよう要請し、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備に協力するよう、<u>県を通じて</u>要請する。その際併せて、気象情報を提供するものとする。</p> <p>ウ 国の専門官の確認等 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認する。原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県、原子力規制委員会、内閣府及び玄海町に連絡する。</p> <p>エ 県からの連絡 (略)</p> <p>また、必要に応じ玄海町及び唐津市に対し、P A Z内の住民等の避難準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を行うよう連絡するとともに、玄海町及び関係周辺市にU P Z内の屋内退避準備を行うよう要請し、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備に協力するよう、要請する。</p> <p>なお、玄海町及び関係周辺市に連絡する際には、併せて、P A Z内の住民避難が円滑に進むよう配慮を求めるものとする。</p> <p>オ (略)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>防災基本計画に準拠</p>
40	<p>(4) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生通報を行うべき数値を検出した場合の通報</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 原子力防災専門官の確認 原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果について県に連絡する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(4) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生通報を行うべき数値を検出した場合の通報</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 原子力防災専門官の確認 原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果について県に連絡する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(5) (略)</p>	
43	<p>2 全面緊急事態の連絡等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 一般回線が使用できない場合の対処 国の原子力災害対策本部は、県、玄海町及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J - A L E R T等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達する。</p>	<p>2 全面緊急事態の連絡等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 一般回線が使用できない場合の対処 国の原子力災害対策本部は、県、玄海町及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J - A L E R T、<u>N - A L E R T</u>等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達する。</p>	

頁	現行	修正後	備考
43	<p style="text-align: center;">【緊急事態宣言発出後の情報伝達経路】</p> <p style="text-align: center;">(注) 緊急事態宣言発出前に県災害対策本部が設置された場合もこれに準じる。</p>	<p style="text-align: center;">【緊急事態宣言発出後の情報伝達経路】</p> <p style="text-align: center;">(注) 緊急事態宣言発出前に県災害対策本部が設置された場合もこれに準じる。</p>	

頁	現行	修正後	備考																								
45	<p>第3節 活動体制の確立</p> <p>国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、自衛隊等）県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関</p> <p>県（消防防災課、原子力安全対策課、医務課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）</p> <p>（略）</p> <p>1 活動体制の確立</p> <p>(1) 県の活動体制</p> <p>ア 災害警戒本部</p> <p>(ア)～(イ) （略）</p> <p>(オ) 災害警戒本部の組織、配備体制、所掌事務は次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>（災害警戒本部の配備体制、所掌事務）</p> <table border="1" data-bbox="143 730 1025 970"> <thead> <tr> <th>部(局)名</th> <th>課(室)名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">（略）</td> </tr> <tr> <td>県民環境部</td> <td>環境センター</td> <td>緊急時モニタリングの実施に関すること 緊急時モニタリング要員等の派遣に関すること 緊急時モニタリングセンターとの連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td colspan="3">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 災害対策本部</p> <p>(ア)～(イ) （略）</p> <p>(ウ) 災害対策本部の組織、配備体制等</p> <p>災害対策本部の組織、配備体制、所掌事務は次のとおりとする。</p> <p>（略）</p>	部(局)名	課(室)名	所掌事務	（略）			県民環境部	環境センター	緊急時モニタリングの実施に関すること 緊急時モニタリング要員等の派遣に関すること 緊急時モニタリングセンターとの連絡調整に関すること	（略）			<p>第3節 活動体制の確立</p> <p>国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、自衛隊等）県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関</p> <p>県（消防防災課、原子力安全対策課、医務課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）</p> <p>（略）</p> <p>1 活動体制の確立</p> <p>(1) 県の活動体制</p> <p>ア 災害警戒本部</p> <p>(ア)～(イ) （略）</p> <p>(オ) 災害警戒本部の組織、配備体制、所掌事務は次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>（災害警戒本部の配備体制、所掌事務）</p> <table border="1" data-bbox="1104 730 1986 970"> <thead> <tr> <th>部(局)名</th> <th>課(室)名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">（略）</td> </tr> <tr> <td>県民環境部</td> <td>環境センター</td> <td>緊急時モニタリングの実施に関すること 緊急時モニタリング要員等の派遣に関すること 緊急時モニタリングセンターの設置準備に関すること</td> </tr> <tr> <td colspan="3">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 災害対策本部</p> <p>(ア)～(イ) （略）</p> <p>(ウ) 災害対策本部の組織、配備体制等</p> <p>災害対策本部の組織、配備体制、所掌事務は次のとおりとする。</p> <p>（略）</p>	部(局)名	課(室)名	所掌事務	（略）			県民環境部	環境センター	緊急時モニタリングの実施に関すること 緊急時モニタリング要員等の派遣に関すること 緊急時モニタリングセンターの設置準備に関すること	（略）			
部(局)名	課(室)名	所掌事務																									
（略）																											
県民環境部	環境センター	緊急時モニタリングの実施に関すること 緊急時モニタリング要員等の派遣に関すること 緊急時モニタリングセンターとの連絡調整に関すること																									
（略）																											
部(局)名	課(室)名	所掌事務																									
（略）																											
県民環境部	環境センター	緊急時モニタリングの実施に関すること 緊急時モニタリング要員等の派遣に関すること 緊急時モニタリングセンターの設置準備に関すること																									
（略）																											

頁	現行	修正後	備考
48	<p>【災害対策本部の組織、対策の検討・実施体制】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 災害対策本部 </div> <p>(災害対応として取り組む方針や方向性の決定、実施部門(平時組織)へのミッションの付与 等)</p> <p style="text-align: center;">本部要員の供出、 対応状況の報告 等</p> <p style="text-align: center;">本部の決定内容の連絡、 対策実施の指示 等</p> <p style="text-align: center;">各部・局、各課等</p> <p style="text-align: center;">(災害対策本部が決定した対策の実施)</p>	<p>【災害対策本部の組織、対策の検討・実施体制】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 災害対策本部 </div> <p>(災害対応として取り組む方針や方向性の決定、実施部門(平時組織)へのミッションの付与 等)</p> <p style="text-align: center;">本部要員の供出、 対応状況の報告 等</p> <p style="text-align: center;">本部の決定内容の連絡、 対策実施の指示 等</p> <p style="text-align: center;">各部・局、各課等</p> <p style="text-align: center;">(災害対策本部が決定した対策の実施)</p>	

頁	現行	修正後	備考																																								
54	<p>(略)</p> <p>(災害対策本部の配備体制、所掌事務)</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部 対策部長</th> <th>対策部長の 担任意務</th> <th>左の主な内容</th> <th>関係(対応)課 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>県民環境対策部 県民環境部長</td> <td>(略) 緊急モニタリング本部 環境センター 所長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>現地災害対策本部緊急モニタリング班との連絡調整に関すること</u> ・緊急時モニタリングの実施計画に関すること ・緊急時モニタリングの実施に関すること ・緊急時モニタリング要員等の派遣要請に関すること ・モニタリング結果の関係機関への情報提供及び公表に関すること ・<u>緊急時モニタリングセンターとの連絡調整に関すること</u> </td> <td> 環境センター 生活衛生課 農産課 園芸課 水産課 林業課 農山漁村課 農地整備課 ほか </td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策部 対策部長	対策部長の 担任意務	左の主な内容	関係(対応)課 等	(略)				県民環境対策部 県民環境部長	(略) 緊急モニタリング本部 環境センター 所長	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>現地災害対策本部緊急モニタリング班との連絡調整に関すること</u> ・緊急時モニタリングの実施計画に関すること ・緊急時モニタリングの実施に関すること ・緊急時モニタリング要員等の派遣要請に関すること ・モニタリング結果の関係機関への情報提供及び公表に関すること ・<u>緊急時モニタリングセンターとの連絡調整に関すること</u> 	環境センター 生活衛生課 農産課 園芸課 水産課 林業課 農山漁村課 農地整備課 ほか	(略)				<p>(略)</p> <p>(災害対策本部の配備体制、所掌事務)</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部 対策部長</th> <th>対策部長の 担任意務</th> <th>左の主な内容</th> <th>関係(対応)課 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>県民環境対策部 県民環境部長</td> <td>(略) 緊急モニタリング本部 環境センター 所長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの実施計画に関すること ・緊急時モニタリングの実施に関すること ・緊急時モニタリング要員等の派遣要請に関すること ・モニタリング結果の関係機関への情報提供及び公表に関すること </td> <td> 環境センター 生活衛生課 農産課 園芸課 水産課 林業課 農山漁村課 農地整備課 ほか <u>モニタリング要員は県民環境部各課、各保健福祉事務所及び衛生薬業センターから派遣</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策部 対策部長	対策部長の 担任意務	左の主な内容	関係(対応)課 等	(略)				県民環境対策部 県民環境部長	(略) 緊急モニタリング本部 環境センター 所長	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの実施計画に関すること ・緊急時モニタリングの実施に関すること ・緊急時モニタリング要員等の派遣要請に関すること ・モニタリング結果の関係機関への情報提供及び公表に関すること 	環境センター 生活衛生課 農産課 園芸課 水産課 林業課 農山漁村課 農地整備課 ほか <u>モニタリング要員は県民環境部各課、各保健福祉事務所及び衛生薬業センターから派遣</u>	(略)												
対策部 対策部長	対策部長の 担任意務	左の主な内容	関係(対応)課 等																																								
(略)																																											
県民環境対策部 県民環境部長	(略) 緊急モニタリング本部 環境センター 所長	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>現地災害対策本部緊急モニタリング班との連絡調整に関すること</u> ・緊急時モニタリングの実施計画に関すること ・緊急時モニタリングの実施に関すること ・緊急時モニタリング要員等の派遣要請に関すること ・モニタリング結果の関係機関への情報提供及び公表に関すること ・<u>緊急時モニタリングセンターとの連絡調整に関すること</u> 	環境センター 生活衛生課 農産課 園芸課 水産課 林業課 農山漁村課 農地整備課 ほか																																								
(略)																																											
対策部 対策部長	対策部長の 担任意務	左の主な内容	関係(対応)課 等																																								
(略)																																											
県民環境対策部 県民環境部長	(略) 緊急モニタリング本部 環境センター 所長	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの実施計画に関すること ・緊急時モニタリングの実施に関すること ・緊急時モニタリング要員等の派遣要請に関すること ・モニタリング結果の関係機関への情報提供及び公表に関すること 	環境センター 生活衛生課 農産課 園芸課 水産課 林業課 農山漁村課 農地整備課 ほか <u>モニタリング要員は県民環境部各課、各保健福祉事務所及び衛生薬業センターから派遣</u>																																								
(略)																																											
55	<table border="1"> <thead> <tr> <th>健康福祉 対策部</th> <th>健康福祉部長</th> <th>健康福祉部長</th> <th>健康福祉部長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部長</td> <td><u>緊急医療本部</u> <u>健康福祉部副部長</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急医療本部の設置及び運営に関すること</u> </td> <td> 医務課 健康増進課 薬務課 </td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等の避難退域時検査・簡易除染等に関すること ・住民の健康管理に関すること ・被ばくに係る長期の健康調査・管理に関すること ・安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関すること ・<u>医薬品等の供給に関すること</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	健康福祉 対策部	健康福祉部長	健康福祉部長	健康福祉部長	(略)				健康福祉部長	<u>緊急医療本部</u> <u>健康福祉部副部長</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急医療本部の設置及び運営に関すること</u> 	医務課 健康増進課 薬務課	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等の避難退域時検査・簡易除染等に関すること ・住民の健康管理に関すること ・被ばくに係る長期の健康調査・管理に関すること ・安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関すること ・<u>医薬品等の供給に関すること</u> 				(略)				<table border="1"> <thead> <tr> <th>健康福祉 対策部</th> <th>健康福祉部長</th> <th>健康福祉部長</th> <th>健康福祉部長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部長</td> <td><u>保健医療活動の総合調整</u> <u>医療統括監</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>保健医療調整本部の設置他、保健医療活動の総合調整に関すること</u> ・<u>災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)等他都道府県への支援チームの派遣要請、外部からの保健医療福祉に関する支援者(医療等ボランティアを含む)に関すること</u> ・<u>被ばく医療に関すること</u> ・<u>入院患者の避難に関すること</u> </td> <td> 福祉課 長寿社会課 障害福祉課 医務課 国民健康保険課 健康増進課 薬務課 生活衛生課 子ども家庭課 </td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等の避難退域時検査・簡易除染等に関すること ・住民の健康管理に関すること ・被ばくに係る長期の健康調査・管理に関すること ・安定ヨウ素剤の<u>予防服用</u>に関すること </td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(正)</p> <p><u>男女参画・</u> <u>子ども局長</u> <u>(副)</u></p>	健康福祉 対策部	健康福祉部長	健康福祉部長	健康福祉部長	(略)				健康福祉部長	<u>保健医療活動の総合調整</u> <u>医療統括監</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>保健医療調整本部の設置他、保健医療活動の総合調整に関すること</u> ・<u>災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)等他都道府県への支援チームの派遣要請、外部からの保健医療福祉に関する支援者(医療等ボランティアを含む)に関すること</u> ・<u>被ばく医療に関すること</u> ・<u>入院患者の避難に関すること</u> 	福祉課 長寿社会課 障害福祉課 医務課 国民健康保険課 健康増進課 薬務課 生活衛生課 子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等の避難退域時検査・簡易除染等に関すること ・住民の健康管理に関すること ・被ばくに係る長期の健康調査・管理に関すること ・安定ヨウ素剤の<u>予防服用</u>に関すること 				(略)				
健康福祉 対策部	健康福祉部長	健康福祉部長	健康福祉部長																																								
(略)																																											
健康福祉部長	<u>緊急医療本部</u> <u>健康福祉部副部長</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急医療本部の設置及び運営に関すること</u> 	医務課 健康増進課 薬務課																																								
<ul style="list-style-type: none"> ・住民等の避難退域時検査・簡易除染等に関すること ・住民の健康管理に関すること ・被ばくに係る長期の健康調査・管理に関すること ・安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関すること ・<u>医薬品等の供給に関すること</u> 																																											
(略)																																											
健康福祉 対策部	健康福祉部長	健康福祉部長	健康福祉部長																																								
(略)																																											
健康福祉部長	<u>保健医療活動の総合調整</u> <u>医療統括監</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>保健医療調整本部の設置他、保健医療活動の総合調整に関すること</u> ・<u>災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)等他都道府県への支援チームの派遣要請、外部からの保健医療福祉に関する支援者(医療等ボランティアを含む)に関すること</u> ・<u>被ばく医療に関すること</u> ・<u>入院患者の避難に関すること</u> 	福祉課 長寿社会課 障害福祉課 医務課 国民健康保険課 健康増進課 薬務課 生活衛生課 子ども家庭課																																								
<ul style="list-style-type: none"> ・住民等の避難退域時検査・簡易除染等に関すること ・住民の健康管理に関すること ・被ばくに係る長期の健康調査・管理に関すること ・安定ヨウ素剤の<u>予防服用</u>に関すること 																																											
(略)																																											
56	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>医療対策 医務課長</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・医療<u>救護班</u>の編成及び派遣並びに被災者の救護に関すること ・患者搬送に係る広域搬送体制の確保に関すること ・被災者の救護(助産を含む。)に関すること </td> <td> 福祉課 医務課 障害福祉課 </td> </tr> </tbody> </table>	医療対策 医務課長		<ul style="list-style-type: none"> ・医療<u>救護班</u>の編成及び派遣並びに被災者の救護に関すること ・患者搬送に係る広域搬送体制の確保に関すること ・被災者の救護(助産を含む。)に関すること 	福祉課 医務課 障害福祉課	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>医療対策 医務課長</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>保健医療活動チーム</u>の編成及び派遣並びに被災者の救護に関すること ・患者搬送に係る広域搬送体制の確保に関すること ・被災者の救護(助産を含む。)に関すること </td> <td> 医務課 薬務課 </td> </tr> </tbody> </table>	医療対策 医務課長		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>保健医療活動チーム</u>の編成及び派遣並びに被災者の救護に関すること ・患者搬送に係る広域搬送体制の確保に関すること ・被災者の救護(助産を含む。)に関すること 	医務課 薬務課																																	
医療対策 医務課長		<ul style="list-style-type: none"> ・医療<u>救護班</u>の編成及び派遣並びに被災者の救護に関すること ・患者搬送に係る広域搬送体制の確保に関すること ・被災者の救護(助産を含む。)に関すること 	福祉課 医務課 障害福祉課																																								
医療対策 医務課長		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>保健医療活動チーム</u>の編成及び派遣並びに被災者の救護に関すること ・患者搬送に係る広域搬送体制の確保に関すること ・被災者の救護(助産を含む。)に関すること 	医務課 薬務課																																								

頁	現行				修正後				備考	
57			<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>他都道府県</u>、国への医療従事者（DMAT、<u>DPAIT</u>含む。）の派遣要請に関する事 ・ 団体（医師会、NHO等）への医療従事者の派遣要請に関する事 ・ 医療機関への医療活動情報の提供に関する事 ・ <u>ボランティア（医療支援）に関する事</u> 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 国への医療従事者（DMATを含む。）の派遣要請に関する事 ・ 団体（医師会、NHO等）への医療従事者の派遣要請に関する事 ・ 医療機関への医療活動情報の提供に関する事 ・ <u>ドクターヘリの運航に関する事</u> ・ <u>医薬品等の供給に関する事</u> 				
	(略)	(略)	(略)	(略)	<p><u>精神医療対策</u> <u>障害福祉課長</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>DPAIT隊の編成及び派遣並びに被災者等のメンタルヘルスケアに関する事</u> ・ <u>他都道府県、国への災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣要請に関する事</u> 	<p><u>障害福祉課</u></p>			
	<p><u>男女参画・子ども対策部</u></p>	<p>こども、妊産婦等対策 男女参画・こども局副局长</p>	<p>・ 子ども、妊産婦、乳児に対する放射線影響低減策に関する事</p>	<p>こども未来課 こども家庭課</p>	<p>こども、妊産婦等対策 男女参画・こども局副局长</p>	<p>・ 子ども、妊産婦、乳児に対する放射線影響低減策に関する事</p>	<p>こども未来課 こども家庭課</p>			
	<p><u>男女参画・こども局長</u></p>	<p>男女共同参画 男女参画・女性の活躍推進課長</p>	<p>・ 男女双方の視点を踏まえた対策の総合調整に関する事</p>	<p>男女参画・女性の活躍推進課</p>	<p>男女共同参画 男女参画・女性の活躍推進課長</p>	<p>・ 男女双方の視点を踏まえた対策の総合調整に関する事</p>	<p>男女参画・女性の活躍推進課</p>			
61	(略)				(略)					
	現地災害対策本部の配備体制、所掌事務)				(現地災害対策本部の配備体制、所掌事務)					
	<p>政策部副部長</p>	<p>災害対策の総括</p>	<p>(情報収集班) ・ 被害状況の把握及び災害応急対策に係る情報収集に関する事</p> <p>(分析・企画班) ・ 現地災害対策本部の設置・運営に関する事 ・ 原子力災害合同対策協議会に関する事</p> <p>(調整班) ・ 災害対策本部との連絡調整に関する事 ・ 国の現地災害対策本部との連絡調整に関する事 ・ オフサイトセンター機能班との連絡調整に関する事 ・ 原子力防災専門官、原子力発電所防災管理者との連絡調整に関する事 ・ 他班の所掌に属さない事業者・施設等との連絡調整に関する事</p>	<p>消防防災課 原子力安全対策課 各部主管課 <u>唐津保健福祉事務所</u> <u>伊万里保健福祉事務所</u> 上場営農センター 北部家畜保健衛生所 玄海水産振興センター 唐津農林事務所 伊万里農林事務所 唐津土木事務所 伊万里土木事務所 <u>唐津県税事務所</u> 教育総務課 西部教育事務所(北部支所) 警備第二課</p>	<p>政策部副部長</p>	<p>災害対策の総括</p>	<p>(情報収集班) ・ 被害状況の把握及び災害応急対策に係る情報収集に関する事</p> <p>(分析・企画班) ・ 現地災害対策本部の設置・運営に関する事 ・ <u>現地事故対策連絡会議及び</u>原子力災害合同対策協議会に関する事</p> <p>(調整班) ・ 災害対策本部との連絡調整に関する事 ・ 国の現地災害対策本部との連絡調整に関する事 ・ オフサイトセンター機能班との連絡調整に関する事 ・ 原子力防災専門官、原子力発電所防災管理者との連絡調整に関する事 ・ 他班の所掌に属さない事業者・施設等との連絡調整に関する事</p>	<p>消防防災課 原子力安全対策課 各部主管課 上場営農センター 北部家畜保健衛生所 玄海水産振興センター 唐津農林事務所 伊万里農林事務所 唐津土木事務所 伊万里土木事務所 教育総務課 西部教育事務所(北部支所) 警備第二課</p>		

頁	現行	修正後	備考																														
62	<p>(参考：オフサイトセンター機能班の所掌事務、県からの派遣要員)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>所掌事務</th> <th>県からの派遣要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>放射線班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリング結果等に関する <u>合同対策協議会</u> 資料の作成 各機能班への放射線班に関する情報の共有 E R C チーム放射線班及び緊急時モニタリングセンターとの情報共有 除染等の措置及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理等についての調整 </td> <td>班員 <u>環境センター</u></td> </tr> <tr> <td><u>緊急時モニタリングセンター(オフサイトセンター内)</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <u>緊急時モニタリングの現場調整及び指揮</u> <u>緊急時モニタリング結果のとりまとめ及び妥当性の確認</u> <u>緊急時モニタリング実施計画の改定案の作成</u> <u>気象情報の収集</u> <u>関係機関との緊急時モニタリング結果の共有</u> <u>緊急時モニタリングの実施は環境センター側</u> </td> <td>副責任者 <u>環境センター</u> 所長 班員 <u>環境センター</u></td> </tr> <tr> <td>医療班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害時の医療の実施に係る関係者との連絡・調整 原子力災害医療に関連する情報の収集 </td> <td>副責任者 健康福祉部副部長 班員 医務課</td> </tr> </tbody> </table>	班名	所掌事務	県からの派遣要員	(略)			放射線班	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリング結果等に関する <u>合同対策協議会</u> 資料の作成 各機能班への放射線班に関する情報の共有 E R C チーム放射線班及び緊急時モニタリングセンターとの情報共有 除染等の措置及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理等についての調整 	班員 <u>環境センター</u>	<u>緊急時モニタリングセンター(オフサイトセンター内)</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>緊急時モニタリングの現場調整及び指揮</u> <u>緊急時モニタリング結果のとりまとめ及び妥当性の確認</u> <u>緊急時モニタリング実施計画の改定案の作成</u> <u>気象情報の収集</u> <u>関係機関との緊急時モニタリング結果の共有</u> <u>緊急時モニタリングの実施は環境センター側</u> 	副責任者 <u>環境センター</u> 所長 班員 <u>環境センター</u>	医療班	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害時の医療の実施に係る関係者との連絡・調整 原子力災害医療に関連する情報の収集 	副責任者 健康福祉部副部長 班員 医務課	<p>(参考：オフサイトセンター機能班の所掌事務、県からの派遣要員)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>所掌事務</th> <th>県からの派遣要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>放射線班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリング結果等に関する <u>各会議</u> 資料の作成 各機能班への放射線班に関する情報の共有 E R C チーム放射線班及び緊急時モニタリングセンターとの情報共有 除染等の措置及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理等についての調整 </td> <td>班員 <u>緊急時モニタリング本部</u> 要員</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>医療班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害時の医療の実施に係る関係者との連絡・調整 原子力災害医療に関連する情報の収集 </td> <td>副責任者 健康福祉部副部長 班員 医務課 <u>唐津保健福祉事務所</u> <u>伊万里保健福祉事務所</u></td> </tr> </tbody> </table>	班名	所掌事務	県からの派遣要員	(略)			放射線班	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリング結果等に関する <u>各会議</u> 資料の作成 各機能班への放射線班に関する情報の共有 E R C チーム放射線班及び緊急時モニタリングセンターとの情報共有 除染等の措置及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理等についての調整 	班員 <u>緊急時モニタリング本部</u> 要員	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	医療班	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害時の医療の実施に係る関係者との連絡・調整 原子力災害医療に関連する情報の収集 	副責任者 健康福祉部副部長 班員 医務課 <u>唐津保健福祉事務所</u> <u>伊万里保健福祉事務所</u>	
班名	所掌事務	県からの派遣要員																															
(略)																																	
放射線班	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリング結果等に関する <u>合同対策協議会</u> 資料の作成 各機能班への放射線班に関する情報の共有 E R C チーム放射線班及び緊急時モニタリングセンターとの情報共有 除染等の措置及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理等についての調整 	班員 <u>環境センター</u>																															
<u>緊急時モニタリングセンター(オフサイトセンター内)</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>緊急時モニタリングの現場調整及び指揮</u> <u>緊急時モニタリング結果のとりまとめ及び妥当性の確認</u> <u>緊急時モニタリング実施計画の改定案の作成</u> <u>気象情報の収集</u> <u>関係機関との緊急時モニタリング結果の共有</u> <u>緊急時モニタリングの実施は環境センター側</u> 	副責任者 <u>環境センター</u> 所長 班員 <u>環境センター</u>																															
医療班	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害時の医療の実施に係る関係者との連絡・調整 原子力災害医療に関連する情報の収集 	副責任者 健康福祉部副部長 班員 医務課																															
班名	所掌事務	県からの派遣要員																															
(略)																																	
放射線班	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリング結果等に関する <u>各会議</u> 資料の作成 各機能班への放射線班に関する情報の共有 E R C チーム放射線班及び緊急時モニタリングセンターとの情報共有 除染等の措置及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理等についての調整 	班員 <u>緊急時モニタリング本部</u> 要員																															
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																															
医療班	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害時の医療の実施に係る関係者との連絡・調整 原子力災害医療に関連する情報の収集 	副責任者 健康福祉部副部長 班員 医務課 <u>唐津保健福祉事務所</u> <u>伊万里保健福祉事務所</u>																															
63	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>住民安全班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被災者の救助活動及び社会秩序の維持 屋内退避・避難の調整 救助・救急活動の調整 交通規制等の調整 緊急輸送の調整 物資調達、供給活動の調整 </td> <td>副責任者 政策部副部長 副責任者 警察本部警備部参事官 班員 消防防災課 警備第二課</td> </tr> <tr> <td>運営支援班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> オフサイトセンターの管理 オフサイトセンター参集者の食料等の調達 オフサイトセンター内の環境整備 オフサイトセンターの出入管理 </td> <td>副責任者 唐津県税事務所長 班員 唐津県税事務所</td> </tr> <tr> <td>実動対処班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 実動省庁、官邸チーム実動対処班及びE R C チーム実動対処班等との連絡・調整 実動組織の活動状況に係る情報共有 </td> <td>(派遣要員なし)</td> </tr> </tbody> </table>	住民安全班	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の救助活動及び社会秩序の維持 屋内退避・避難の調整 救助・救急活動の調整 交通規制等の調整 緊急輸送の調整 物資調達、供給活動の調整 	副責任者 政策部副部長 副責任者 警察本部警備部参事官 班員 消防防災課 警備第二課	運営支援班	<ul style="list-style-type: none"> オフサイトセンターの管理 オフサイトセンター参集者の食料等の調達 オフサイトセンター内の環境整備 オフサイトセンターの出入管理 	副責任者 唐津県税事務所長 班員 唐津県税事務所	実動対処班	<ul style="list-style-type: none"> 実動省庁、官邸チーム実動対処班及びE R C チーム実動対処班等との連絡・調整 実動組織の活動状況に係る情報共有 	(派遣要員なし)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>住民安全班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被災者の救助活動及び社会秩序の維持 屋内退避・避難の調整 救助・救急活動の調整 交通規制等の調整 緊急輸送の調整 物資調達、供給活動の調整 </td> <td>副責任者 政策部副部長 副責任者 警察本部警備部参事官 班員 消防防災課 警備第二課</td> </tr> <tr> <td>運営支援班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> オフサイトセンターの管理 オフサイトセンター参集者の食料等の調達 オフサイトセンター内の環境整備 オフサイトセンターの出入管理 </td> <td>副責任者 唐津県税事務所長 班員 唐津県税事務所</td> </tr> <tr> <td>実動対処班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 実動省庁、官邸チーム実動対処班及びE R C チーム実動対処班等との連絡・調整 実動組織の活動状況に係る情報共有 </td> <td>(派遣要員なし)</td> </tr> <tr> <td><u>緊急時モニタリングセンター(オフサイトセンター内)</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <u>緊急時モニタリングの現場調整及び指揮</u> <u>緊急時モニタリング結果のとりまとめ及び妥当性の確認</u> <u>緊急時モニタリング実施計画の改定案の作成</u> <u>気象情報の収集</u> <u>関係機関との緊急時モニタリング結果の共有</u> <u>緊急時モニタリングの実施は環境センター側</u> </td> <td>副責任者 <u>環境センター</u> 所長 班員 <u>環境センター</u></td> </tr> </tbody> </table>	住民安全班	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の救助活動及び社会秩序の維持 屋内退避・避難の調整 救助・救急活動の調整 交通規制等の調整 緊急輸送の調整 物資調達、供給活動の調整 	副責任者 政策部副部長 副責任者 警察本部警備部参事官 班員 消防防災課 警備第二課	運営支援班	<ul style="list-style-type: none"> オフサイトセンターの管理 オフサイトセンター参集者の食料等の調達 オフサイトセンター内の環境整備 オフサイトセンターの出入管理 	副責任者 唐津県税事務所長 班員 唐津県税事務所	実動対処班	<ul style="list-style-type: none"> 実動省庁、官邸チーム実動対処班及びE R C チーム実動対処班等との連絡・調整 実動組織の活動状況に係る情報共有 	(派遣要員なし)	<u>緊急時モニタリングセンター(オフサイトセンター内)</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>緊急時モニタリングの現場調整及び指揮</u> <u>緊急時モニタリング結果のとりまとめ及び妥当性の確認</u> <u>緊急時モニタリング実施計画の改定案の作成</u> <u>気象情報の収集</u> <u>関係機関との緊急時モニタリング結果の共有</u> <u>緊急時モニタリングの実施は環境センター側</u> 	副責任者 <u>環境センター</u> 所長 班員 <u>環境センター</u>										
住民安全班	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の救助活動及び社会秩序の維持 屋内退避・避難の調整 救助・救急活動の調整 交通規制等の調整 緊急輸送の調整 物資調達、供給活動の調整 	副責任者 政策部副部長 副責任者 警察本部警備部参事官 班員 消防防災課 警備第二課																															
運営支援班	<ul style="list-style-type: none"> オフサイトセンターの管理 オフサイトセンター参集者の食料等の調達 オフサイトセンター内の環境整備 オフサイトセンターの出入管理 	副責任者 唐津県税事務所長 班員 唐津県税事務所																															
実動対処班	<ul style="list-style-type: none"> 実動省庁、官邸チーム実動対処班及びE R C チーム実動対処班等との連絡・調整 実動組織の活動状況に係る情報共有 	(派遣要員なし)																															
住民安全班	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の救助活動及び社会秩序の維持 屋内退避・避難の調整 救助・救急活動の調整 交通規制等の調整 緊急輸送の調整 物資調達、供給活動の調整 	副責任者 政策部副部長 副責任者 警察本部警備部参事官 班員 消防防災課 警備第二課																															
運営支援班	<ul style="list-style-type: none"> オフサイトセンターの管理 オフサイトセンター参集者の食料等の調達 オフサイトセンター内の環境整備 オフサイトセンターの出入管理 	副責任者 唐津県税事務所長 班員 唐津県税事務所																															
実動対処班	<ul style="list-style-type: none"> 実動省庁、官邸チーム実動対処班及びE R C チーム実動対処班等との連絡・調整 実動組織の活動状況に係る情報共有 	(派遣要員なし)																															
<u>緊急時モニタリングセンター(オフサイトセンター内)</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>緊急時モニタリングの現場調整及び指揮</u> <u>緊急時モニタリング結果のとりまとめ及び妥当性の確認</u> <u>緊急時モニタリング実施計画の改定案の作成</u> <u>気象情報の収集</u> <u>関係機関との緊急時モニタリング結果の共有</u> <u>緊急時モニタリングの実施は環境センター側</u> 	副責任者 <u>環境センター</u> 所長 班員 <u>環境センター</u>																															

頁	現行	修正後	備考				
	<p>(2) (略)</p> <p>(3) その他市町の活動体制 (略) また、避難のための立退きの勧告又は指示が出された場合、当該勧告又は指示の対象となった地域の避難先となる市町においては、避難所の設置、避難者の誘導等、必要な支援を行う体制をとる。</p> <p>(略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) その他市町の活動体制 (略) また、避難のための立退きの勧告又は指示が出された場合、当該勧告又は指示の対象となった地域の避難先となる市町においては、指定避難所の設置、避難者の誘導等、必要な支援を行う体制をとる。</p> <p>(略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(略)</p>					
67	<table border="1" data-bbox="138 561 990 746"> <tr> <td data-bbox="138 561 430 746"> <p>第5節 緊急時モニタリング活動</p> </td> <td data-bbox="430 561 990 746"> <p>国（原子力規制委員会、自衛隊、海上保安部）玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他モニタリング関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康増進課、関係各課）</p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>1 緊急時モニタリング等の実施</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 緊急時モニタリングの実施 県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>(5) 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画 国は、原子力施設の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を改定する。 県は、緊急時モニタリングセンターを通じてこの改定に協力する。</p> <p>(6) 緊急時モニタリング結果の報告等 緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認し、緊急時モニタリングセンター内、原子力災害対策本部及びオフサイトセンター放射線班と速やかに結果を共有する。また、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価等をオフサイトセンター内で共有する。 県は、緊急時モニタリングセンター、原子力災害対策本部、又はオフサイトセンター放射線班から緊急時モニタリングの結果等について連絡を受けた場合、その内容を玄海町及び関係周辺市に連絡するものとする。さらに、現地事故対策連絡会議及び災害警戒本部又は合同対策協議会及び災害対策本部において緊急時モニタリング結果の共有を徹底する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第5節 緊急時モニタリング活動</p>	<p>国（原子力規制委員会、自衛隊、海上保安部）玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他モニタリング関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康増進課、関係各課）</p>	<table border="1" data-bbox="1102 561 1953 746"> <tr> <td data-bbox="1102 561 1393 746"> <p>第5節 緊急時モニタリング活動</p> </td> <td data-bbox="1393 561 1953 746"> <p>国（原子力規制委員会、自衛隊、海上保安部）玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他モニタリング関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康増進課、関係各課）</p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>1 緊急時モニタリング等の実施</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 緊急時モニタリングの実施 県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、緊急時モニタリングセンターの一員として、緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>(5) 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画 国は、原子力施設の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を改定する。</p> <p>(6) 緊急時モニタリング結果の報告等 緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認し、緊急時モニタリングセンター内、原子力災害対策本部及びオフサイトセンター放射線班と速やかに結果を共有する。また、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価等をオフサイトセンター内で共有する。 県は、原子力災害対策本部、又はオフサイトセンター放射線班から緊急時モニタリングの結果等について連絡を受けた場合、その内容を玄海町及び関係周辺市に連絡するものとする。さらに、現地事故対策連絡会議及び災害警戒本部又は合同対策協議会及び災害対策本部において緊急時モニタリング結果の共有を徹底する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第5節 緊急時モニタリング活動</p>	<p>国（原子力規制委員会、自衛隊、海上保安部）玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他モニタリング関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康増進課、関係各課）</p>	<p>記載の適正化</p> <p>防災基本計画に準拠</p>
<p>第5節 緊急時モニタリング活動</p>	<p>国（原子力規制委員会、自衛隊、海上保安部）玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他モニタリング関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康増進課、関係各課）</p>						
<p>第5節 緊急時モニタリング活動</p>	<p>国（原子力規制委員会、自衛隊、海上保安部）玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他モニタリング関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康増進課、関係各課）</p>						

頁	現行	修正後	備考
68	<p>第6節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、その他防災関係機関</p> <p>県（消防防災課、原子力安全対策課、子ども未来課、法務私学課、まなび課、文化課、福祉課、子ども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、生活衛生課、農政企画課、道路課、国際課、教育振興課、学校教育課、教育総務課、保健体育課）</p>	<p>第6節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、その他防災関係機関</p> <p>県（消防防災課、原子力安全対策課、子ども未来課、法務私学課、まなび課、文化課、福祉課、子ども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、生活衛生課、農政企画課、道路課、国際課、教育振興課、学校教育課、教育総務課、保健体育課）</p>	
70	<p>(略)</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>(1) 避難の指示等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市町の役割</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ロ) 緊急事態宣言発出時</p> <p>(略)</p> <p>事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、当該指示を受けた地域を含む市町は、当該地域の住民等に対する屋内退避の指示又は避難勧告若しくは避難指示を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携して国に要請するものとする。なお、玄海町及び関係周辺市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住居者等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>(1) 避難の指示等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市町の役割</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ロ) 緊急事態宣言発出時</p> <p>(略)</p> <p>事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、当該指示を受けた地域を含む市町に対し、域の住民等に対する屋内退避の指示又は避難勧告若しくは避難指示を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携して国に要請するものとする。なお、玄海町及び関係周辺市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができるものとする。</p>	
71	<p>(イ)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 避難に係る調整等</p> <p>避難勧告又は避難指示を行った市町は、避難先となる避難所に職員を派遣し、受入市町及び避難した住民等との連絡調整を行う。</p> <p>その他市町は、避難を受け入れる場合、玄海町及び関係周辺市の避難計画に定める避難所を提供し、避難所において玄海町及び関係周辺市の職員の補助を行うなど、必要な協力を行う。</p> <p>ウ その他</p> <p>PAZ内や離島等において、避難が遅れた住民等や早期の避難が困難である住民等については、気密性を確保する等の放射線防護対策に配慮した施設等に一時的に屋内退避を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 情報の提供</p> <p>県、避難勧告又は避難指示を行った市町、県警察、消防機関及びその他防災関係機関は相互</p>	<p>(イ)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 避難に係る調整等</p> <p>避難勧告又は避難指示を行った市町は、避難先となる指定避難所に職員を派遣し、受入市町及び避難した住民等との連絡調整を行う。</p> <p>その他市町は、避難を受け入れる場合、玄海町及び関係周辺市の避難計画に定める指定避難所を提供し、指定避難所において玄海町及び関係周辺市の職員の補助を行うなど、必要な協力を行う。</p> <p>ウ その他</p> <p>PAZ内や離島等において、避難の実施により健康リスクが高まる住民や船舶やヘリ等による避難が困難な住民等については、気密性を確保する等の放射線防護対策を講じた施設等に一時的に屋内退避を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 情報の提供</p> <p>県、避難勧告又は避難指示を行った市町、県警察、消防機関及びその他防災関係機関は相互</p>	

頁	現行	修正後	備考
73	<p>に、避難誘導時において、住民等に向けて、避難所や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果その他の避難に資する情報の提供に努める。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 避難状況の確認 避難勧告又は避難指示を行った市町は、避難所における確認等により住民の避難状況の確認を行うものとする。</p> <p>県は、避難勧告又は避難指示を行った市町と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国の原子力災害現地対策本部等への報告を行うものとする。</p> <p>なお、避難は努めて放射性物質の放出前に完了することを目指すものとする。</p> <p>県及び避難勧告又は避難指示を行った市町は、避難状況の確実な把握のため、住民等に対し、指定した避難所以外に避難した場合等に、市町村災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することについて周知を図るものとする。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 避難及びその勧告・指示の実効を上げるための措置</p> <p>(1) 避難方法 避難は原則自家用車両を利用するものとし、自家用車両により避難が困難な住民については、近所の方との乗り合いによる自家用車避難を行うか、集合場所に参集し市町等の保有する車両にて避難を行う。これらの手段でも避難手段が不足する場合には、県が市町からの依頼に基づきバス・タクシー協会・自衛隊等に要請し手配した車両にて避難を行うものとする。</p> <p>避難所の駐車スペースは、避難所に併設する運動場等の駐車スペースをまずは利用することとし、なお不足する場合には、近隣のグラウンド等を利用するものとする。</p> <p>(2) 避難誘導等 避難住民の受入を行う市町は、主要避難経路から避難所への進入路に誘導員を配置する等、避難が円滑に実施されるための協力をを行う。</p> <p>(3)～(4) （略）</p>	<p>に、避難誘導時において、住民等に向けて、指定避難所や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果その他の避難に資する情報の提供に努める。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 避難状況の確認 避難勧告又は避難指示を行った市町は、指定避難所における確認等により住民の避難状況の確認を行うものとする。</p> <p>県は、避難勧告又は避難指示を行った市町と連携し、それぞれの指定避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国の原子力災害現地対策本部等への報告を行うものとする。</p> <p>なお、避難は努めて放射性物質の放出前に完了することを目指すものとする。</p> <p>県及び避難勧告又は避難指示を行った市町は、避難状況の確実な把握のため、住民等に対し、指定避難所以外に避難した場合等に、市町村災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することについて周知を図るものとする。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 避難及びその勧告・指示の実効を上げるための措置</p> <p>(1) 避難方法 避難は原則自家用車両を利用するものとし、自家用車両により避難が困難な住民については、近所の方との乗り合いによる自家用車避難を行うか、集合場所に参集し市町等の保有する車両にて避難を行う。これらの手段でも避難手段が不足する場合には、県が市町からの依頼に基づきバス・タクシー協会・自衛隊等に要請し手配した車両にて避難を行うものとする。</p> <p>指定避難所の駐車スペースは、指定避難所に併設する運動場等の駐車スペースをまずは利用することとし、なお不足する場合には、近隣のグラウンド等を利用するものとする。</p> <p>(2) 避難誘導等 避難住民の受入を行う市町は、主要避難経路から指定避難所への進入路に誘導員を配置する等、避難が円滑に実施されるための協力をを行う。</p> <p>(3)～(4) （略）</p>	
74	<p>(5) 避難者の避難先での被ばくを避けるための措置 県、玄海町、関係周辺市及びその他市町は連携して、避難勧告又は避難指示が行われた区域の住民が避難することとされている避難所のモニタリングを実施するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>5 要配慮者への配慮 避難勧告又は避難指示を行った市町は、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞滞者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援の実施、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に対する情報の提供や生活環境について、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の活用や避難所のバリアフリー化等、十分配慮するものとする。</p>	<p>(5) 避難者の避難先での被ばくを避けるための措置 県、玄海町、関係周辺市及びその他市町は連携して、避難勧告又は避難指示が行われた区域の住民が避難することとされている指定避難所のモニタリングを実施するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>5 要配慮者への配慮 避難勧告又は避難指示を行った市町は、避難誘導、指定避難所等での生活に関して、要配慮者及び一時滞滞者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援の実施、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に対する情報の提供や生活環境について、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の活用や指定避難所等のバリアフリー化等、十分配慮するものとする。</p>	

頁	現行	修正後	備考				
	<p>(略)</p> <p>6 飲食物、生活必需品等の供給 避難勧告又は避難指示を行った市町は、避難所等の住民のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認めた場合は、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。県は、避難勧告又は避難指示を行った市町から、避難所等において必要な飲食物、生活必需品等の調達等の協力要請を受けた場合、又は状況等から自ら判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、関係業者等への物資の調達要請等を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>6 飲食物、生活必需品等の供給 避難勧告又は避難指示を行った市町は、指定避難所等の住民のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認めた場合は、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。県は、避難勧告又は避難指示を行った市町から、指定避難所等において必要な飲食物、生活必需品等の調達等の協力要請を受けた場合、又は状況等から自ら判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、関係業者等への物資の調達要請等を行う。</p> <p>(略)</p>					
75	<table border="1" data-bbox="138 561 1084 746"> <tr> <td data-bbox="138 561 430 746">第7節 医療活動等</td> <td data-bbox="430 561 1084 746"> 国（消防庁、自衛隊）国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人国立病院機構、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、原子力事業者、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、関係都市医師会、その他防災関係機関 県（消防防災課、医務課、健康増進課） </td> </tr> </table> <p>県、消防機関、自衛隊、原子力事業者及び防災関係機関は、その役割に応じて医療活動を実施する。 なお、医療活動は、この計画に定めるもののほか、別に定める「緊急被ばく医療マニュアル」を基本に実施する。</p> <p>1 組織等 (1) 緊急医療本部の設置 県は、災害対策本部に緊急医療本部を設置するとともに、国に対し原子力災害医療派遣チームの派遣を要請する。 (2) 緊急医療本部の組織及び業務 緊急医療本部は、健康福祉部の職員で組織する。その業務は、原子力災害医療派遣チームからの指導・助言を受けつつ、原子力災害医療調整官の指示に基づいて医療活動を統括し、かつ、災害対策本部に対して、医療に関する助言を行う。 また、緊急医療本部は、関係行政機関、関係医療施設等の職員で構成する汚染検査班、医療救護班、健康管理班を避難所等に派遣し、医療救護所を設置する。 各班の所掌事務は次のとおり。 ア 汚染検査班 (7) 放射線被ばく及び放射能汚染に関する検査に関すること (1) 除染の必要性の判断に関すること (ウ) 簡易な除染に関すること イ 医療救護班 (7) 問診等による身体的異常の確認に関すること (1) 放射線被ばく、放射能汚染及び緊急時の混乱等により生じた一般的傷病者等に関する応急措置に関すること。</p>	第7節 医療活動等	国（消防庁、自衛隊） 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 、独立行政法人国立病院機構、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、原子力事業者、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、関係都市医師会、その他防災関係機関 県（消防防災課、医務課、健康増進課）	<table border="1" data-bbox="1102 561 2054 746"> <tr> <td data-bbox="1102 561 1393 746">第7節 医療活動等</td> <td data-bbox="1393 561 2054 746"> 国（消防庁、自衛隊）国立大学法人長崎大学、独立行政法人国立病院機構、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、原子力事業者、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、関係都市医師会、その他防災関係機関 県（消防防災課、医務課、健康増進課、障害福祉課） </td> </tr> </table> <p>県、消防機関、自衛隊、原子力事業者及び防災関係機関は、その役割に応じて医療活動を実施する。 なお、医療活動は、この計画に定めるもののほか、別に定める「原子力災害医療対応マニュアル」を基本に実施する。</p> <p>1 組織等 (1) 緊急医療本部の設置 県は、災害対策本部内の保健医療調整本部に緊急医療本部を設置するとともに、国に対し専門家の派遣を要請する。 (2) 緊急医療本部の組織及び業務 緊急医療本部は、医務課・薬務課・健康増進課・障害福祉課を中心とした健康福祉部及び男女参画・こども局の職員で組織する。その業務は、専門家からの指導・助言を受けつつ、原子力災害医療調整官の指示に基づいて原子力災害医療活動を統括する。 緊急医療本部の業務は、被ばく医療、医療救護避難所の設置を含めた入院患者の避難、安定ヨウ素剤の予防服用、簡易除染を含めた避難退域時検査とする。</p> <p>ア 被ばく医療 (7) 原子力災害医療協力機関である医療機関は、スクリーニング等の結果、被ばく又は放射性物質による汚染が認められない傷病者又は患者に対して必要な医療を提供する。 なお、スクリーニング等の結果、被ばく又は放射性物質による汚染が認められる傷病者又は患者（以下、「被ばく傷病者等」という。）に関しては、県へ搬送手段を要請し、原子力災害拠点病院へ搬送する。 (1) 原子力災害拠点病院は、搬送された被ばく傷病者等に対し、以下の診療を行う。 ・全身の除染</p>	第7節 医療活動等	国（消防庁、自衛隊） 国立大学法人長崎大学 、独立行政法人国立病院機構、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、原子力事業者、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、関係都市医師会、その他防災関係機関 県（消防防災課、医務課、健康増進課、 障害福祉課 ）	防災基本計画に準拠 記載の適正化
第7節 医療活動等	国（消防庁、自衛隊） 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 、独立行政法人国立病院機構、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、原子力事業者、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、関係都市医師会、その他防災関係機関 県（消防防災課、医務課、健康増進課）						
第7節 医療活動等	国（消防庁、自衛隊） 国立大学法人長崎大学 、独立行政法人国立病院機構、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、原子力事業者、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、関係都市医師会、その他防災関係機関 県（消防防災課、医務課、健康増進課、 障害福祉課 ）						

頁	現行	修正後	備考
76	<p><u>診断の結果、入院治療を要する者がある場合、医療救護班の責任者は、直ちに医療機関への緊急輸送の措置をとるよう当該市町に指示する。</u></p> <p><u>ウ 健康管理班</u> 避難所等における住民の健康管理に関すること</p> <p>(3) <u>原子力災害医療活動</u></p> <p><u>ア 初期被ばく医療活動</u> 主要な避難経路上に医療救護所を設けることとし、当該医療救護所において、避難住民等を対象に汚染検査班、医療救護班及び健康管理班が所要の措置を行う。 原子力事業所内の医療施設では、被ばく患者等が発生した場合、独自に定める応急処置体制に基づき、適切に対応する。 また、初期被ばく医療機関で対応できない場合は、搬送機関と連携し、二次被ばく医療機関へ搬送する。</p> <p><u>イ 二次被ばく医療活動</u> 唐津赤十字病院及び地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館は、搬送された被ばく患者に対し、以下の診療を行う。</p> <p>(7) <u>全身の除染</u></p> <p>(イ) <u>汚染創傷の治療</u></p> <p>(ロ) <u>汚染状況及び被ばく線量の測定</u></p> <p>(エ) <u>局所被ばく患者、高線量被ばく患者等の治療</u> 二次被ばく医療は高度の専門性が要求されるため、必要に応じ、国から派遣される原子力災害医療派遣チームの指導・助言を受けて行う。 また、唐津赤十字病院及び地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館で対応できない場合は、搬送機関と連携し、高度被ばく医療支援センター等へ搬送する。</p> <p><u>ウ 三次被ばく医療活動</u> 二次被ばく医療の結果、さらに放射線被ばくによる障害の専門的治療が必要とされる高線量被ばく患者や重篤な内部被ばく患者等については、高度被ばく医療支援センター又はこれに準ずる医療機関に搬送し、専門の治療を行う。</p>	<p><u>・汚染創傷の治療</u></p> <p><u>・汚染状況及び被ばく線量の測定</u></p> <p><u>・局所被ばく患者、高線量被ばく患者等の治療</u> 原子力災害拠点病院は、高度の専門性が要求されるため、必要に応じ、長崎大学等から派遣される原子力災害医療派遣チーム等の指導・助言を受けて行う。 また、原子力災害拠点病院で対応できない場合は、搬送機関と連携し、長崎大学等の高度被ばく医療支援センター等へ搬送する。</p> <p>(ロ) <u>高度被ばく医療支援センターは、原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療及び支援等を行う。</u></p> <p><u>イ 入院患者の避難</u> 入院患者を抱える医療機関は、原子力災害が発生し、所在地域に対し避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画及び県による避難先調整等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者を避難させる。 その際、搬送手段の確保等、必要に応じて、県に対し、応援を要請する。 県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、原子力災害医療調整官を中心に、県医師会等の関係機関と連携し、医療救護避難所を設置するとともに、入院患者の避難先となる医療機関を調整する。また、県内の医療機関では対処できない場合は、近隣県及び国に対し、受入れ協力を要請する。 なお、県は、入院患者の搬送先調整を行うに当たり、避難元となる医療機関の所在地域と当該地域の避難住民が避難する地域がなるべく同一となるよう努めるものとする。</p> <p>(7) <u>PAZ内の医療機関は、県による搬送先調整の結果を踏まえた避難先指示及びあらかじめ作成した避難計画に基づき、指定された災害拠点病院へ入院患者を避難させる。</u></p> <p>(イ) <u>UPZ内の医療機関は、入院患者のうち重篤な患者については、県による搬送先調整の結果を踏まえた避難先指示及びあらかじめ作成した避難計画に基づき、指定された災害拠点病院へ入院患者を避難させる。</u> また、重篤な患者以外の患者については、県の指定する医療救護避難所に一旦避難させたのち、県による搬送先調整の結果を踏まえた避難先指示及びあらかじめ作成した避難計画に基づき、指定された医療機関へ入院患者を避難させる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【指定医療救護避難所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合看護学院（佐賀市） ・県総合体育館（佐賀市） ・産業技術学院（多久市） </div> <p>(ロ) <u>精神科の医療機関は、県による搬送先調整の結果を踏まえた避難先指示及びあらかじめ作成した避難計画に基づき、指定された医療機関へ入院患者を避難させる。</u></p> <p><u>ウ 安定ヨウ素剤の予防服用</u> 県は、原子力災害対策指針を踏まえ、原子力規制委員会の判断に基づく国の指示又は独自</p>	

頁	現行	修正後	備考
77		<p><u>の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用が必要となった場合は、玄海町及び関係周辺市に対し、服用に当たっての注意を払ったうえで、住民の安全のため、安定ヨウ素剤を服用すべき時機及び服用の方法を指示する。</u></p> <p><u>玄海町及び関係周辺市は、安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合又は独自の判断により、あらかじめ定められた配布計画に基づいて安定ヨウ素剤を住民に速やかに配布し、服用を指示するとともに、県と連携してアレルギー等への対処体制を確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>(7) P A Zにおいては、全面緊急事態に至った時点で、直ちに、避難と安定ヨウ素剤の服用について原子力規制委員会の判断に基づき国の原子力災害対策本部が地方公共団体を通じて指示を出すため、対象の住民等は、原則としてその指示に従い服用する。</u></p> <p><u>(1) U P Zにおいては、全面緊急事態に至った後に、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、一時移転等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用について、原子力規制委員会が必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が地方公共団体を通じて指示を出すため、対象の住民等は、原則としてその指示に従い服用する。</u></p> <p><u>エ 避難退域時検査</u></p> <p><u>国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染等を実施するよう地方公共団体に指示する。</u></p> <p><u>県は、避難指示を行った市町及び原子力事業者と連携し、国及びその他市町の協力を得ながら、指定公共機関及び原子力医療協力機関の支援のもと、住民等がU P Z外へ避難する際に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員並びに携行物品を含む。ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民を除く。）の避難退域時検査及び検査結果に応じたO I Lに基づく簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、避難退域時検査場所は、あらかじめ指定している箇所のうち、避難等の対象となる住民の避難経路上又はその近隣の箇所に設けるものとする。</u></p> <p><u>また、簡易除染等の結果、汚染が除去できない場合、それが車両を含めた物品であれば避難退域時検査場所で預かるものとし、一方人体への汚染が除去できない場合は、搬送手段を確保し、原子力災害拠点病院へ搬送する。</u></p>	

頁	現行	修正後	備考				
78	<p>2 医療従事者の派遣要請等 県は、医療救護活動、避難退域時検査等の実施のため、必要と認める場合は、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人佐賀大学医学部附属病院、市町立病院、県医師会及び関係都市医師会等に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請する。</p> <p>3 高度被ばく医療支援センター等への搬送 県は、医療機関や消防機関等から被ばく患者の高度被ばく医療支援センター等への搬送について要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、消防庁、自衛隊等に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請する。</p> <p>4 玄海町、関係周辺市及びその他市町等の医療対策 玄海町、関係周辺市、その他市町、県医師会及び関係都市医師会は、避難所等における住民の健康管理に配慮するとともに、県が行う避難退域時検査等の原子力災害医療に協力する。</p>	<div data-bbox="1240 209 1953 673" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>【指定避難退域時検査場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有田中央運動公園（有田町、国道 202 号） ・歴史と文化の森公園隣接駐車場（有田町、国道 202 号） ・旧山内庁舎（武雄市、国道 35 号） ・白岩運動公園競技場（武雄市、国道 34 号） ・杵藤クリーンセンター（武雄市、国道 498 号） ・旧北方庁舎職員駐車場（武雄市、国道 34 号） ・蟻尾山公園（鹿島市、国道 207 号） ・多久市陸上競技場（多久市、国道 203 号） ・佐賀県立森林公園（佐賀市、国道 207 号） ・佐賀市富士支所（佐賀市、国道 323 号） ・佐賀競馬佐賀場外発売所（佐賀市、国道 263 号） ・基山総合公園（基山町、県道 17 号） </div> <p>2 医療従事者の派遣要請等 県は、医療救護活動、避難退域時検査等の実施のため、必要と認める場合は、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人佐賀大学医学部附属病院、市町立病院、県医師会、<u>関係都市医師会及び県放射線技師会</u>等に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請する。</p> <p>3 原子力災害拠点病院及び高度被ばく医療支援センター等への搬送 県は、医療機関や消防機関等から被ばく患者の原子力災害拠点病院及び高度被ばく医療支援センター等への搬送について要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、消防庁、自衛隊等に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請する。</p> <p>4 玄海町、関係周辺市及びその他市町等の医療対策 玄海町、関係周辺市、その他市町、県医師会及び関係都市医師会は、指定避難所等における住民の健康管理に配慮するとともに、県が行う避難退域時検査等の原子力災害医療に協力する。</p>					
78	<table border="1" data-bbox="143 1219 1057 1433"> <tr> <td data-bbox="143 1219 456 1326">第 8 節 学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等における避難等</td> <td data-bbox="456 1219 1057 1433"> 玄海町、関係周辺市、その他市町、学校等、国立・私立の学校等の設置者等、病院等医療機関・社会福祉施設・不特定多数の者が利用する特定施設等の管理者 県（こども未来課、法務私学課、まなび課、スポーツ課、文化課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、教育振興課、学校教育課、教育総務課、保健体育課） </td> </tr> </table> <p>学校等、病院等医療機関、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設等においては、あらかじめ避難所、避難経路、誘導責任者及び避難方法等について作成した避難計画に基づき、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合には、迅速かつ安全に避難を実施する。</p>	第 8 節 学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等における避難等	玄海町、関係周辺市、その他市町、学校等、国立・私立の学校等の設置者等、病院等医療機関・社会福祉施設・不特定多数の者が利用する特定施設等の管理者 県（こども未来課、法務私学課、まなび課、スポーツ課、文化課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、教育振興課、学校教育課、教育総務課、保健体育課）	<table border="1" data-bbox="1106 1219 2020 1433"> <tr> <td data-bbox="1106 1219 1420 1326">第 8 節 学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等における避難等</td> <td data-bbox="1420 1219 2020 1433"> 玄海町、関係周辺市、その他市町、学校等、国立・私立の学校等の設置者等、病院等医療機関・社会福祉施設・不特定多数の者が利用する特定施設等の管理者 県（こども未来課、法務私学課、まなび課、スポーツ課、文化課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、教育振興課、学校教育課、教育総務課、保健体育課） </td> </tr> </table> <p>学校等、病院等医療機関、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設等においては、あらかじめ指定避難所、避難経路、誘導責任者及び避難方法等について作成した避難計画に基づき、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合には、迅速かつ安全に避難を実施する。</p>	第 8 節 学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等における避難等	玄海町、関係周辺市、その他市町、学校等、国立・私立の学校等の設置者等、病院等医療機関・社会福祉施設・不特定多数の者が利用する特定施設等の管理者 県（こども未来課、法務私学課、まなび課、スポーツ課、文化課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、教育振興課、学校教育課、教育総務課、保健体育課）	<p>防災基本計画に準拠</p> <p>記載の適正化</p>
第 8 節 学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等における避難等	玄海町、関係周辺市、その他市町、学校等、国立・私立の学校等の設置者等、病院等医療機関・社会福祉施設・不特定多数の者が利用する特定施設等の管理者 県（こども未来課、法務私学課、まなび課、スポーツ課、文化課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、教育振興課、学校教育課、教育総務課、保健体育課）						
第 8 節 学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等における避難等	玄海町、関係周辺市、その他市町、学校等、国立・私立の学校等の設置者等、病院等医療機関・社会福祉施設・不特定多数の者が利用する特定施設等の管理者 県（こども未来課、法務私学課、まなび課、スポーツ課、文化課、福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、教育振興課、学校教育課、教育総務課、保健体育課）						

頁	現行	修正後	備考				
79	<p>(略)</p> <p>・ P A Z 内や離島等において、避難が遅れた住民等や早期の避難が困難である住民等については、気密性を確保する等の放射線防護対策に配慮した施設等に一時的に屋内退避を行うこととしている。</p> <p>1～4 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>・ P A Z 内や離島等において、避難の実施により健康リスクが高まる住民や船舶やヘリ等による避難が困難な住民等については、気密性を確保する等の放射線防護対策を講じた施設等に一時的に屋内退避を行うこととしている。</p> <p>1～4 (略)</p>					
83	<table border="1" data-bbox="141 424 1055 571"> <tr> <td data-bbox="141 432 450 563">第12節 緊急輸送活動</td> <td data-bbox="450 432 1055 563">国（運輸支局、海上保安部、自衛隊）県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、道路管理者、その他防災関係機関 県（消防防災課、産業企画課、経営支援課、水産課、新幹線・地域交通課、道路課、総務事務センター）</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>1 緊急輸送活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急輸送の範囲 緊急輸送の範囲は以下のものとする。 ア～ウ (略) エ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材 オ～カ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	第12節 緊急輸送活動	国（運輸支局、海上保安部、自衛隊）県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、道路管理者、その他防災関係機関 県（消防防災課、産業企画課、経営支援課、水産課、新幹線・地域交通課、道路課、総務事務センター）	<table border="1" data-bbox="1104 424 2011 571"> <tr> <td data-bbox="1104 432 1413 563">第12節 緊急輸送活動</td> <td data-bbox="1413 432 2011 563">国（運輸支局、海上保安部、自衛隊）県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、道路管理者、その他防災関係機関 県（消防防災課、産業企画課、経営支援課、水産課、新幹線・地域交通課、道路課、総務事務センター）</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>1 緊急輸送活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急輸送の範囲 緊急輸送の範囲は以下のものとする。 ア～ウ (略) エ コンクリート屋内退避所、指定避難所等を維持・管理するために必要な人員、資機材 オ～カ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	第12節 緊急輸送活動	国（運輸支局、海上保安部、自衛隊）県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、道路管理者、その他防災関係機関 県（消防防災課、産業企画課、経営支援課、水産課、新幹線・地域交通課、道路課、総務事務センター）	防災基本計画に準拠
第12節 緊急輸送活動	国（運輸支局、海上保安部、自衛隊）県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、道路管理者、その他防災関係機関 県（消防防災課、産業企画課、経営支援課、水産課、新幹線・地域交通課、道路課、総務事務センター）						
第12節 緊急輸送活動	国（運輸支局、海上保安部、自衛隊）県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、道路管理者、その他防災関係機関 県（消防防災課、産業企画課、経営支援課、水産課、新幹線・地域交通課、道路課、総務事務センター）						
86	<table border="1" data-bbox="141 999 1055 1145"> <tr> <td data-bbox="141 1007 450 1137">第14節 住民等への的確な情報伝達活動</td> <td data-bbox="450 1007 1055 1137">国（原子力規制委員会、内閣府、海上保安部）玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、危機管理・報道課、広報広聴課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>1 住民等への情報伝達活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施方法 情報提供活動を実施するに当たっては、次のことに配慮する。 ア～エ (略) オ 被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p>	第14節 住民等への的確な情報伝達活動	国（原子力規制委員会、内閣府、海上保安部）玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、危機管理・報道課、広報広聴課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）	<table border="1" data-bbox="1104 999 2011 1145"> <tr> <td data-bbox="1104 1007 1413 1137">第14節 住民等への的確な情報伝達活動</td> <td data-bbox="1413 1007 2011 1137">国（原子力規制委員会、内閣府、海上保安部）玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、危機管理・報道課、広報広聴課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>1 住民等への情報伝達活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施方法 情報提供活動を実施するに当たっては、次のことに配慮する。 ア～エ (略) オ 被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p>	第14節 住民等への的確な情報伝達活動	国（原子力規制委員会、内閣府、海上保安部）玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、危機管理・報道課、広報広聴課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）	防災基本計画に準拠
第14節 住民等への的確な情報伝達活動	国（原子力規制委員会、内閣府、海上保安部）玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、危機管理・報道課、広報広聴課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）						
第14節 住民等への的確な情報伝達活動	国（原子力規制委員会、内閣府、海上保安部）玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、危機管理・報道課、広報広聴課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）						

頁	現行	修正後	備考				
	<p>(3) 広報内容及び要配慮者への配慮 県、玄海町、関係周辺市及びその他市町は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、県等が講じている対策に関する情報、交通規制、避難経路、避難所など住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。 （略）</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) 避難状況の把握への協力 県は、避難状況の確実な把握に向けて、市町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとする。</p> <p>2～3 （略）</p>	<p>(3) 広報内容及び要配慮者への配慮 県、玄海町、関係周辺市及びその他市町は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、県等が講じている対策に関する情報、交通規制、避難経路、<u>指定避難所等</u>の住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。 （略）</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) 避難状況の把握への協力 県は、避難状況の確実な把握に向けて、市町が指定した<u>指定</u>避難所以外に避難をした場合等には、市町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとする</p> <p>2～3 （略）</p>					
89	<table border="1" data-bbox="141 738 1055 884"> <tr> <td data-bbox="141 738 454 884">第15節 文教対策計画</td> <td data-bbox="454 738 1055 884">学校等、玄海町、関係周辺市、その他市町、国立・私立の学校等の設置者等 県（こども未来課、法務私学課、教育振興課、教職員課、学校教育課、教育総務課、保健体育課）</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 応急教育の実施 学校等並びに県、市町及び国立、私立の学校等の設置者等は、原子力災害により、学校施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。 （略）</p> <p>4 （略）</p>	第15節 文教対策計画	学校等、玄海町、関係周辺市、その他市町、国立・私立の学校等の設置者等 県（こども未来課、法務私学課、教育振興課、教職員課、学校教育課、教育総務課、保健体育課）	<table border="1" data-bbox="1104 738 2011 884"> <tr> <td data-bbox="1104 738 1417 884">第15節 文教対策計画</td> <td data-bbox="1417 738 2011 884">学校等、玄海町、関係周辺市、その他市町、国立・私立の学校等の設置者等 県（こども未来課、法務私学課、教育振興課、教職員課、学校教育課、教育総務課、保健体育課）</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 応急教育の実施 学校等並びに県、市町及び国立、私立の学校等の設置者等は、原子力災害により、学校施設が被災した場合又は<u>指定</u>避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。 （略）</p> <p>4 （略）</p>	第15節 文教対策計画	学校等、玄海町、関係周辺市、その他市町、国立・私立の学校等の設置者等 県（こども未来課、法務私学課、教育振興課、教職員課、学校教育課、教育総務課、保健体育課）	防災基本計画に準拠
第15節 文教対策計画	学校等、玄海町、関係周辺市、その他市町、国立・私立の学校等の設置者等 県（こども未来課、法務私学課、教育振興課、教職員課、学校教育課、教育総務課、保健体育課）						
第15節 文教対策計画	学校等、玄海町、関係周辺市、その他市町、国立・私立の学校等の設置者等 県（こども未来課、法務私学課、教育振興課、教職員課、学校教育課、教育総務課、保健体育課）						
91	<p>5 避難所となる場合の対応 公立の学校等は、市町から要請があった場合、学校施設の安全性を確認した上で、避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、避難住民等の収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。 収容場所の開設順序としては、[体育館 特別教室 普通教室]の順序で収容を行う。 避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、市町とともに、市町教育委員会又は県教育委員会へ報告する。</p>	<p>5 <u>指定</u>避難所となる場合の対応 公立の学校等は、市町から要請があった場合、学校施設の安全性を確認した上で、<u>指定</u>避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、避難住民等の収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。 収容場所の開設順序としては、[体育館 特別教室 普通教室]の順序で収容を行う。 <u>指定</u>避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、市町とともに、市町教育委員会又は県教育委員会へ報告する。</p>					

頁	現行	修正後	備考								
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="138 209 432 349"> 第17節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール </td> <td data-bbox="432 209 992 349"> 県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、医務課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課） </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="138 357 992 384"> （略） </td> </tr> </table>	第17節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、医務課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）	（略）		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1102 209 1395 349"> 第17節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール </td> <td data-bbox="1395 209 1955 349"> 県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、医務課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課） </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1102 357 1955 384"> （略） </td> </tr> </table>	第17節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、医務課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）	（略）		
第17節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、医務課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）										
（略）											
第17節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（消防防災課、原子力安全対策課、医務課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）										
（略）											

頁	現行	修正後	備考
93	<p>原子力災害対策に係る県災对本部の応急対策の着手時期</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="background-color: #f8d7da; padding: 10px; margin-bottom: 10px; width: 80%; text-align: center;"> 情報収集事態段階 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: 80%;"> <p>【玄海町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡体制の確立 ・情報収集事態発生の関係機関等への連絡 ・平常時モニタリングの継続（固定局稼働状況の確認等） </div> <div style="background-color: #fff3cd; padding: 10px; margin-bottom: 10px; width: 80%; text-align: center;"> 警戒事態段階 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: 80%;"> <p>【体制構築や情報収集を行い、住民のための準備を開始する時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒本部の設置、現地事故対策連絡会議への職員派遣 ・警戒事態発生の関係機関等への連絡 ・警戒事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ・緊急モニタリング本部設置 ・平常時モニタリングの強化 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難準備 ・住民への情報伝達、問い合わせ窓口の設置 </div> <div style="background-color: #d4edda; padding: 10px; margin-bottom: 10px; width: 80%; text-align: center;"> 施設敷地緊急事態段階 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: 80%;"> <p>【災害の発生に備えた警戒体制を整え、緊急時モニタリングを開始するとともに、PAZ内の避難準備やより時間を必要とする住民等の避難等を行う時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部及び現地災害対策本部の設置 ・施設敷地緊急事態発生の関係機関等への連絡 ・施設敷地緊急事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ・警戒段階の緊急時モニタリングの開始 ・PAZ内の避難準備、施設敷地緊急事態要避難者に対する避難指示等 ・自衛隊への災害派遣要請 ・知事の緊急メッセージ、住民への情報伝達、問い合わせ窓口の設置 ・専門家の派遣要請 </div> <div style="background-color: #d1ecf1; padding: 10px; width: 80%; text-align: center;"> 全面緊急事態段階 <small>（原災法15条通報）</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%;"> <p>【緊急事態宣言に備え、避難等の準備をする時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設敷地緊急事態発生の関係機関等への連絡 ・施設敷地緊急事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ・防災資機材の調達 ・学校の避難準備 ・専門家の派遣要請 </div> </div>	<p>原子力災害対策に係る県災对本部の応急対策の着手時期</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="background-color: #f8d7da; padding: 10px; margin-bottom: 10px; width: 80%; text-align: center;"> 情報収集事態段階 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: 80%;"> <p>【玄海町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡体制の確立 ・情報収集事態発生の関係機関等への連絡 ・平常時モニタリングの継続（固定局稼働状況の確認等） </div> <div style="background-color: #fff3cd; padding: 10px; margin-bottom: 10px; width: 80%; text-align: center;"> 警戒事態段階 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: 80%;"> <p>【体制構築や情報収集を行い、住民のための準備を開始する時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒本部の設置、現地事故対策連絡会議への職員派遣 ・警戒事態発生の関係機関等への連絡 ・警戒事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ・緊急モニタリング本部設置 ・平常時モニタリングの強化 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難準備 ・住民への情報伝達、問い合わせ窓口の設置 </div> <div style="background-color: #d4edda; padding: 10px; margin-bottom: 10px; width: 80%; text-align: center;"> 施設敷地緊急事態段階 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: 80%;"> <p>【災害の発生に備えた警戒体制を整え、緊急時モニタリングを開始するとともに、PAZ内の避難準備やより時間を必要とする住民等の避難等を行う時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部及び現地災害対策本部の設置 ・施設敷地緊急事態発生の関係機関等への連絡 ・施設敷地緊急事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ・緊急時モニタリングの開始 ・PAZ内の避難準備、施設敷地緊急事態要避難者に対する避難指示等 ・自衛隊への災害派遣要請 ・知事の緊急メッセージ、住民への情報伝達、問い合わせ窓口の設置 ・専門家の派遣要請 </div> <div style="background-color: #d1ecf1; padding: 10px; width: 80%; text-align: center;"> 全面緊急事態段階 <small>（原災法15条通報）</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%;"> <p>【緊急事態宣言に備え、避難等の準備をする時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設敷地緊急事態発生の関係機関等への連絡 ・施設敷地緊急事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ・防災資機材の調達 ・学校の避難準備 ・専門家の派遣要請 </div> </div>	

頁	現行	修正後	備考
94	<div data-bbox="159 213 360 560" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>全面緊急事態 段階（緊急事態 宣言発出後）</p> </div> <div data-bbox="371 213 1055 560" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【住民避難など本格的な応急対策を実施する時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合同対策協議会の設置・職員の派遣 ・ 情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報の連絡及び調整 ・ 原子力災害医療派遣チーム・緊急消防援助隊・警察災害派遣隊等の派遣要請、関係道府県への応援要請、指定行政機関・指定地方公共機関への職員派遣要請 ・ P A Z内への避難指示、U P Z内への屋内退避指示等 ・ 防災資機材の装備 ・ 防災業務関係者の被ばく管理 </div> <div data-bbox="159 568 360 1074" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>O I Lに基 づく避難指 示等が出さ れた場合 （大量の放 射性物質が 放出された 場合）</p> </div> <div data-bbox="371 568 1055 1074" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【避難住民の安全確保と被災者の支援を開始する時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ O I Lに基づく屋内退避・避難等の指示、避難に資する情報提供、避難状況の確認（外国人対策を含む） ・ 避難路及び交通手段の確保、交通規制の実施 ・ 避難者への飲食物、生活必需品等の供給 ・ 被ばく医療活動（緊急医療本部の設置、原子力災害医療派遣チームの派遣要請、原子力災害医療活動、医療従事者の派遣要請、高度被ばく医療支援センター等への搬送、安定ヨウ素剤の服用指示） ・ 緊急輸送手段の確保、交通規制等による交通の確保 ・ O I Lに基づく飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取及び出荷制限のための調査 ・ 風評被害に対する相談窓口の設置 ・ 治安の維持 ・ 災害救助法の適用 ・ 除染、廃棄物処理 など </div> <div data-bbox="159 1082 360 1517" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>大量の放射 性物質放出 が長期に及 んだ場合</p> </div> <div data-bbox="371 1082 1055 1517" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【被災者の生活再建に向けた対策の時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒区域の設定 ・ 応急教育の実施、教育の再開 ・ 仮設住宅の建設、公営住宅等の提供等住居の確保 ・ 心のケアチームの編成・派遣、巡回健康相談、メンタルヘルス等の保健衛生 ・ 風評被害対策 ・ 家畜対策 ・ 義援物資・義援金の受入 ・ 健康管理対策 ・ 除染、廃棄物処理 など </div>	<div data-bbox="1137 213 1339 560" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>全面緊急事態 段階（緊急事態 宣言発出後）</p> </div> <div data-bbox="1350 213 2033 560" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【住民避難など本格的な応急対策を実施する時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合同対策協議会の設置・職員の派遣 ・ 情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報の連絡及び調整 ・ 原子力災害医療派遣チーム・緊急消防援助隊・警察災害派遣隊等の派遣要請、関係道府県への応援要請、指定行政機関・指定地方公共機関への職員派遣要請 ・ P A Z内への避難指示、U P Z内への屋内退避指示等 ・ 防災資機材の装備 ・ 防災業務関係者の被ばく管理 </div> <div data-bbox="1137 568 1339 1074" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>O I Lに基 づく避難指 示等が出さ れた場合 （大量の放 射性物質が 放出された 場合）</p> </div> <div data-bbox="1350 568 2033 1074" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【避難住民の安全確保と被災者の支援を開始する時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ O I Lに基づく屋内退避・避難等の指示、避難に資する情報提供、避難状況の確認（外国人対策を含む） ・ 避難路及び交通手段の確保、交通規制の実施 ・ 避難者への飲食物、生活必需品等の供給 ・ 原子力災害医療活動（緊急医療本部の設置、原子力災害医療派遣チームの派遣要請、原子力災害医療活動、医療従事者の派遣要請、高度被ばく医療支援センター等への搬送、安定ヨウ素剤の服用指示、避難退域時検査） ・ 緊急輸送手段の確保、交通規制等による交通の確保 ・ O I Lに基づく飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取及び出荷制限のための調査 ・ 風評被害に対する相談窓口の設置 ・ 治安の維持 ・ 災害救助法の適用 ・ 除染、廃棄物処理 など </div> <div data-bbox="1137 1082 1339 1517" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>大量の放射 性物質放出 が長期に及 んだ場合</p> </div> <div data-bbox="1350 1082 2033 1517" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【被災者の生活再建に向けた対策の時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒区域の設定 ・ 応急教育の実施、教育の再開 ・ 仮設住宅の建設、公営住宅等の提供等住居の確保 ・ 心のケアチームの編成・派遣、巡回健康相談、メンタルヘルス等の保健衛生 ・ 風評被害対策 ・ 家畜対策 ・ 義援物資・義援金の受入 ・ 健康管理対策 ・ 除染、廃棄物処理 など </div>	

頁	現行	修正後	備考
97	<p>第4章 災害復旧対策</p> <p>第6節 放射性物質の付着した廃棄物の処理 国、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者 県（消防防災課、原子力安全対策課、循環型社会推進課、<u>環境センター</u>、関係各課）</p> <p>（略）</p> <p>第8節 環境放射線モニタリングの実施と結果公表表 国、原子力事業者、玄海町、関係周辺市、その他市町 県（原子力安全対策課、環境センター）</p> <p><u>県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、関係省庁及び原子力事業者と協力して継続的に環境放射線モニタリングを実施し、その結果を速やかに公表する。その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。</u></p> <p><u>原子力事業者は、県からの要請に基づいて、環境放射線モニタリングに必要な防災資機材を貸与するとともに、原子力防災要員を派遣する。</u></p> <p><u>玄海町、関係周辺市及びその他市町は、県が実施する環境放射線モニタリングに協力する。</u></p>	<p>第4章 災害復旧対策</p> <p>第6節 放射性物質の付着した廃棄物の処理 国、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者 県（消防防災課、原子力安全対策課、循環型社会推進課、関係各課）</p> <p>（略）</p> <p>第8節 復旧に向けた環境放射線モニタリング 国、原子力事業者、玄海町、関係周辺市、その他市町 県（原子力安全対策課、環境センター）</p> <p><u>国、県、玄海町、関係周辺市、その他市町及び原子力事業者は、環境放射線モニタリングにより、放射線量及び放射線物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。</u></p>	<p>防災基本計画に準拠</p>
98	<p>第9節 災害地域住民に係る記録等の作成及び相談窓口の設置等 国、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者 県（消防防災課、原子力安全対策課、医務課、経営支援課、観光課、水産課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）</p> <p>（略）</p> <p>1 災害地域住民の登録</p> <p>県は、玄海町及び関係周辺市が避難及び屋内退避の措置をとった住民等が災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとられた措置を、あらかじめ定められた様式で登録することに協力する。</p> <p>玄海町及び関係周辺市は、住民等が災害時に当該地域に所在した旨の証明を行うとともに、避難所等においてとられた措置について登録を行う。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>第9節 災害地域住民に係る記録等の作成及び相談窓口の設置等 国、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者 県（消防防災課、原子力安全対策課、医務課、経営支援課、観光課、水産課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）</p> <p>（略）</p> <p>1 災害地域住民の登録</p> <p>県は、玄海町及び関係周辺市が避難及び屋内退避の措置をとった住民等が災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、<u>指定</u>避難所等においてとられた措置を、あらかじめ定められた様式で登録することに協力する。</p> <p>玄海町及び関係周辺市は、住民等が災害時に当該地域に所在した旨の証明を行うとともに、<u>指定</u>避難所等においてとられた措置について登録を行う。</p> <p>2～4 （略）</p>	

頁	現行	修正後	備考																																
108	<p>第5章 複合災害対策</p> <p>第3節 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 活動体制</p> <p>1 県の活動体制</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 災害対策本部の組織、配備体制等 災害対策本部の組織、配備体制、所掌事務は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="145 587 1077 1074"> <thead> <tr> <th>対策部 対策部長</th> <th>対策部長の 担任事務</th> <th>左の主な内容</th> <th>関係(対応)課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>県民環境対策部 県民環境部長</td> <td>緊急モニタリング本部 環境センター 所長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>現地災害対策本部緊急モニタリング班との連絡調整に関すること</u> ・緊急時モニタリングの実施計画に関すること ・緊急時モニタリングの実施に関すること ・緊急時モニタリング要員等の派遣要請に関すること ・モニタリング結果の関係機関への情報提供及び公表に関すること ・<u>緊急時モニタリングセンターとの連絡調整に関すること</u> </td> <td>環境センター 生活衛生課 農産課 園芸課 水産課 林業課 農山漁村課 農地整備課 ほか</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係(対応)課等	(略)				県民環境対策部 県民環境部長	緊急モニタリング本部 環境センター 所長	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>現地災害対策本部緊急モニタリング班との連絡調整に関すること</u> ・緊急時モニタリングの実施計画に関すること ・緊急時モニタリングの実施に関すること ・緊急時モニタリング要員等の派遣要請に関すること ・モニタリング結果の関係機関への情報提供及び公表に関すること ・<u>緊急時モニタリングセンターとの連絡調整に関すること</u> 	環境センター 生活衛生課 農産課 園芸課 水産課 林業課 農山漁村課 農地整備課 ほか		(略)	(略)	(略)	<p>第5章 複合災害対策</p> <p>第3節 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第2 活動体制</p> <p>1 県の活動体制</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 災害対策本部の組織、配備体制等 災害対策本部の組織、配備体制、所掌事務は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1108 587 2047 1074"> <thead> <tr> <th>対策部 対策部長</th> <th>対策部長の 担任事務</th> <th>左の主な内容</th> <th>関係(対応)課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>県民環境対策部 県民環境部長</td> <td>緊急モニタリング本部 環境センター 所長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの実施計画に関すること ・緊急時モニタリングの実施に関すること ・緊急時モニタリング要員等の派遣要請に関すること ・モニタリング結果の関係機関への情報提供及び公表に関すること </td> <td>環境センター 生活衛生課 農産課 園芸課 水産課 林業課 農山漁村課 農地整備課 ほか <u>モニタリング要員は県民環境部各課、各保健福祉事務所及び衛生薬業センターから派遣</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係(対応)課等	(略)				県民環境対策部 県民環境部長	緊急モニタリング本部 環境センター 所長	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの実施計画に関すること ・緊急時モニタリングの実施に関すること ・緊急時モニタリング要員等の派遣要請に関すること ・モニタリング結果の関係機関への情報提供及び公表に関すること 	環境センター 生活衛生課 農産課 園芸課 水産課 林業課 農山漁村課 農地整備課 ほか <u>モニタリング要員は県民環境部各課、各保健福祉事務所及び衛生薬業センターから派遣</u>		(略)	(略)	(略)	<p>防災基本計画に準拠</p>
対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係(対応)課等																																
(略)																																			
県民環境対策部 県民環境部長	緊急モニタリング本部 環境センター 所長	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>現地災害対策本部緊急モニタリング班との連絡調整に関すること</u> ・緊急時モニタリングの実施計画に関すること ・緊急時モニタリングの実施に関すること ・緊急時モニタリング要員等の派遣要請に関すること ・モニタリング結果の関係機関への情報提供及び公表に関すること ・<u>緊急時モニタリングセンターとの連絡調整に関すること</u> 	環境センター 生活衛生課 農産課 園芸課 水産課 林業課 農山漁村課 農地整備課 ほか																																
	(略)	(略)	(略)																																
対策部 対策部長	対策部長の 担任事務	左の主な内容	関係(対応)課等																																
(略)																																			
県民環境対策部 県民環境部長	緊急モニタリング本部 環境センター 所長	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの実施計画に関すること ・緊急時モニタリングの実施に関すること ・緊急時モニタリング要員等の派遣要請に関すること ・モニタリング結果の関係機関への情報提供及び公表に関すること 	環境センター 生活衛生課 農産課 園芸課 水産課 林業課 農山漁村課 農地整備課 ほか <u>モニタリング要員は県民環境部各課、各保健福祉事務所及び衛生薬業センターから派遣</u>																																
	(略)	(略)	(略)																																
109	<p>健康福祉対策部</p> <p>健康福祉部長</p> <p>緊急医療本部 健康福祉部副部長</p> <p>・<u>緊急医療本部の設置及び運営に関すること</u></p> <p>・住民等の避難退域時検査・簡易除染等に関すること</p> <p>・住民の健康管理に関すること</p> <p>・被ばくに係る長期の健康調査・管理に関すること</p> <p>・安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関すること</p> <p>・<u>医薬品等の供給に関すること</u></p> <p>医務課 健康増進課 薬務課</p>	<p>健康福祉対策部</p> <p>健康福祉部長 (正)</p> <p><u>男女参画・こども局長(副)</u></p> <p><u>保健医療活動の総合調整</u> <u>医療統括監</u></p> <p>・<u>保健医療調整本部の設置他、保健医療活動の総合調整に関すること</u></p> <p>・<u>災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)等他都道府県への支援チームの派遣要請、外部からの保健医療福祉に関する支援者(医療等ボランティアを含む)に関すること</u></p> <p>・<u>被ばく医療に関すること</u></p> <p>・<u>入院患者の避難に関すること</u></p> <p>・住民等の避難退域時検査・簡易除染等に関すること</p> <p>・住民の健康管理に関すること</p> <p>・被ばくに係る長期の健康調査・管理に関すること</p> <p>・安定ヨウ素剤の<u>予防服用</u>に関すること</p> <p>福祉課 長寿社会課 障害福祉課 医務課 国民健康保険課 健康増進課 薬務課 生活衛生課 <u>こども家庭課</u></p>																																	

頁	現行				修正後				備考
110	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
111	医療対策 医務課長	医療救護班の編成及び派遣並びに被災者の救護に関する事 患者搬送に係る広域搬送体制の確保に関する事 被災者の救護（助産を含む。）に関する事 他都道府県、国への医療従事者（DMAT、 <u>D PAT</u> 含む。）の派遣要請に関する事 団体（医師会、NHO等）への医療従事者の派遣要請に関する事 医療機関への医療活動情報の提供に関する事 <u>ボランティア（医療支援）に関する事</u>	<u>福祉課</u> 医務課 <u>障害福祉課</u>		医療対策 医務課長	保健医療活動チームの編成及び派遣並びに被災者の救護に関する事 患者搬送に係る広域搬送体制の確保に関する事 被災者の救護（助産を含む。）に関する事 国への医療従事者（DMATを含む。）の派遣要請に関する事 団体（医師会、NHO等）への医療従事者の派遣要請に関する事 医療機関への医療活動情報の提供に関する事 <u>ドクターヘリの運航に関する事</u> <u>医薬品等の供給に関する事</u>	医務課 <u>薬務課</u>		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	<u>男女参画・子ども対策部</u>	子ども、妊産婦等対策 男女参画・子ども局副局長	子ども、妊産婦、乳児に対する放射線影響低減策に関する事	子ども未来課 子ども家庭課	子ども、妊産婦等対策 男女参画・子ども局副局長	子ども、妊産婦、乳児に対する放射線影響低減策に関する事	子ども未来課 子ども家庭課		
	<u>男女参画・子ども局長</u>	男女共同参画 男女参画・女性の活躍推進課長	男女双方の視点を踏まえた対策の総合調整に関する事	男女参画・女性の活躍推進課	男女共同参画 男女参画・女性の活躍推進課長	男女双方の視点を踏まえた対策の総合調整に関する事	男女参画・女性の活躍推進課		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
116	現地災害対策本部の配備体制、所掌事務)				(現地災害対策本部の配備体制、所掌事務)				
	対策班 班長	班長の 担当事務	左の主な内容	関係(対応)課等	対策班 班長	班長の 担当事務	左の主な内容	関係(対応)課等	
	政策部副 部長	災害対策の 総括	(情報収集班) 被害状況の把握及び災害応急対策に係る情報収集に関する事 (分析・企画班) 現地災害対策本部の設置・運営に関する事 原子力災害合同対策協議会に関する事	消防防災課 原子力安全対策課 各部主管課 <u>唐津保健福祉事務所</u> <u>伊万里保健福祉事務所</u> 上場営農センター 北部家畜保健衛生所 玄海水産振興センター	政策部副 部長	災害対策の 総括	(情報収集班) 被害状況の把握及び災害応急対策に係る情報収集に関する事 (分析・企画班) 現地災害対策本部の設置・運営に関する事 原子力災害合同対策協議会に関する事	消防防災課 原子力安全対策課 各部主管課 上場営農センター 北部家畜保健衛生所 玄海水産振興センター 唐津農林事務所 伊万里農林事務所	

頁	現行	修正後	備考
118	<p>(調整班)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部との連絡調整に関すること ・国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること ・オフサイトセンター機能班との連絡調整に関すること ・原子力防災専門官、原子力発電所防災管理者との連絡調整に関すること ・他班の所掌に属さない事業者・施設等との連絡調整に関すること <p>唐津農林事務所 伊万里農林事務所 唐津土木事務所 伊万里土木事務所 唐津県税事務所 教育総務課 西部教育事務所(北部支所) 警備第二課</p>	<p>(調整班)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部との連絡調整に関すること ・国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること ・オフサイトセンター機能班との連絡調整に関すること ・原子力防災専門官、原子力発電所防災管理者との連絡調整に関すること ・他班の所掌に属さない事業者・施設等との連絡調整に関すること <p>唐津土木事務所 伊万里土木事務所 唐津県税事務所 教育総務課 西部教育事務所(北部支所) 警備第二課</p>	
	<p>(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第3 応急対策活動に係る留意点</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 避難等の防災活動 (略)</p> <p>なお、広域避難が必要となる大規模な原子力災害を含む複合災害時における避難施設については、県が玄海町、関係周辺市、その他市町及びその他の防災関係機関等から収集した避難経路の状況や避難施設の安全又は原子力災害以外の災害に係る避難所等としての使用状況に基づき、玄海町及び関係周辺市に対し、代替となる避難経路や避難施設について示すものとする。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第4 (略)</p>	<p>(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第3 応急対策活動に係る留意点</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 避難等の防災活動 (略)</p> <p>なお、広域避難が必要となる大規模な原子力災害を含む複合災害時における避難施設については、県が玄海町、関係周辺市、その他市町及びその他の防災関係機関等から収集した避難経路の状況や避難施設の安全又は原子力災害以外の災害に係る指定避難所等としての使用状況に基づき、玄海町及び関係周辺市に対し、代替となる避難経路や避難施設について示すものとする。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第4 (略)</p>	